

平成27年第2回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 平成27年6月15日 午前10:00

○散 会 午後 3:07

○出席議員（18名）

1 番 鑑 仁 志	2 番 堀 井 克 見	3 番 佐々木 嘉 一
4 番 小 林 悟	5 番 澤 井 昭二郎	6 番 藤 原 幸 雄
8 番 藤 原 典 男	9 番 西 村 武	10 番 千 田 正 英
11 番 戸 田 俊 樹	12 番 菅 原 理恵子	13 番 中 川 光 博
14 番 佐 藤 義 久	16 番 大 谷 貞 廣	17 番 伊 藤 正 吉
18 番 菅 原 久 和	19 番 鈴 木 斌次郎	20 番 伊 藤 榮 悦

○欠席議員（1名）

15 番 児 玉 春 雄

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 藤 原 貞 雄
市民福祉部長 畠 山 靖 男	福祉事務所長 兼社会福祉課長 川 上 裕 隆
産業建設部長 渡 部 智	水 道 局 長 鈴 木 利 美
教 育 部 長 小 玉 隆	財 政 課 長 (部長待遇) 塚 本 光
総 務 課 長 栗 山 隆 昌	企 画 政 策 課 長 菅 原 剛
長寿社会課長 伊 藤 巧	産 業 課 長 桜 庭 春 樹
都市建設課長 菅 原 靖 仁	教 育 総 務 課 長 工 藤 素 子
幼児教育課長 佐々木 雅 輝	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 清 孝 議会事務局次長 鈴 木 整



平成27年第2回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成27年6月15日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さん、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、議員の一般質問】**

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問、一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は発言席において、再質問からは自席にて行います。

本日の発言の順序は、8番藤原典男議員、3番佐々木嘉一議員、9番西村武議員、17番伊藤正吉議員、6番藤原幸雄議員の順に行います。

8番藤原典男議員の発言を許します。8番。

○8番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。

朝早くから傍聴に駆けつけた市民の皆さん、本当にご苦勞様です。そしてまた、6月議会を準備されました市長はじめ職員の皆様、本当にご苦勞様です。

私は今後の市民生活にかかわる点について、一つは今後の介護保険サービスのあり方について、2つ目は生活保護行政と生活困窮者自立支援法について、3つ目は子どもの貧困化と対策について伺いたいと思いますので、宜しくお願い致します。

それでは、通告に従いまして質問しますので、宜しくお願い致します。

1つ目は、今後の介護保険サービスのあり方について質問致します。

介護保険制度は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して、その人なりの生活を継続できるように介護し、また、その家族も安心して仕事や必要な休息等を十分取れて、安心して生活できるように介護や経済的な負担の軽減などを行い、その経費を補うために若い世代も負担することとして2000年に制定されました。この制度は3年ごとの見直しがあり、今回で6期目となりました。

既にご承知のように、今年が見直しの年で、ほぼ全国の市町村が介護保険料の大幅な値上がりの改定で、1号被保険者であるご高齢者の方はびっくりしたことと思われま

す。それと同時に、大きな制度の改定がありました。法律の改正により、介護保険制度は今年8月から、年金収入が年間280万円の方は介護サービスを受けた時に今までの1割負担から2割負担となります。

また、各市町村では先延ばししておりますが、要支援1・2の方の訪問介護や通所介護を今度は介護予防給付の対象から外し、各市町村の裁量に任せることとなります。要介護度3以上でないと、特別養護老人ホームなどに入所できないということになります。また、このような大きな変化に各市町村は対応に戸惑っているのではないかと思います。介護状態にならないために要支援の方たちへの援助は欠かせませんが、「自立の促進・介護サービスからの卒業」ということで、新制度のもとでは要支援者や要支援相当の人は漫然サービスを受けるのではなく、「要支援状態からの自立」に向けた目標を持たされ、行政から「目標達成」「状態改善」とみなされると、単価の低いサービスへの転換や「サービス終了」が求められます。

厚生労働省が実施する「予防モデル事業」などで今回の法律改正を先行実施している自治体では、行政が要支援者を説得し強引に介護サービスを打ち切ったり、要介護認定の更新を受けさせないなどの事態が相次いでいます。これでは「卒業」ではなく「強制退学」です。

ガイドラインは「安上がりサービスへの置き換え」「要介護認定を受けさせない水際作戦」「介護サービスからの卒業作戦」という3つの手法を示した上で、現行制度のままなら毎年5から6%のペースで伸びていく要支援者サービスの給付者の自然増を、後期高齢者の人口伸び率である3から4%に押さえ込んでいくよう指示されています。各自治体の代替サービスの事業費には、当該自治体の後期高齢者の人口の伸び率に基づいた上限がつけられ、上限を超えた超過部分には国庫補助を出さないというのが厚生労働省の方針です。

介護を受ける高齢者の方も家族の方も安心して長生きし、できるだけ要介護状態にならないようにするため、要支援の方たちの援助や介護サービスは今後ますます重要になってくると思いますが、今後はこの部分が各市町村の裁量に任されることになり、事業所や各町内会との連携も必要になってくると思います。

本市では、このことについてどのように対応するのか。また、要支援認定のあり方も

精査されると思います。この点はどうなるのか。現在認定を受けている方、これから認定を受ける方のサービス利用の本市での扱いを伺います。

利用者負担が高額になった際の高額介護サービス費はどうなるのかについても伺います。

介護を受けている方や家族の都合で介護度3以上でなくとも施設入所がどうしても必要と思われる方の扱いは、今後どのように考えているのか、本市の考え方、扱いについても伺います。

また、2割負担の導入は配偶者の課税を基準にされますが、施設入所の方や短期も含め、負担限度額の確認のための居住費、食事代については、今まで行わなかった遺族年金や障害者年金などの非課税部分も収入の対象にするとか、預貯金の調査も行われることとなります。安心して、経済的負担も過重にならない、利用しやすい介護利用サービスにするために、法律改正後の本市での取り組みについて伺います。特に、要支援1・2の介護予防サービスは市町村の裁量に任せられるわけですので、この部分につきましては利用する方が安心できるような今後の本市の取り組み方をお伺い致します。

重複となりますが、1つ目、市町村の裁量に任せられることになる要支援1・2の方の今後の事業所、地域を含めた介護サービスのあり方と取り組みについて。2つ目、要支援認定のあり方・精査について。3つ目、要支援の方のサービス料について。4つ目、高額介護サービス費について。5つ目、施設入所の資格と取り扱いについて。6つ目、2割負担の対象と預貯金の調査の対象について、以上お聞きしました。安心できる介護保険への市の意気込み含め、答弁をお願い致します。

質問の2点目は、生活保護行政と生活困窮者自立支援法について伺います。

生活保護は国民の生存権を守る最後の砦であり、保護費の水準は国民生活の最低基準を具体化したものとされております。この生活保護は、消費税が値上げされたにもかかわらず、保護費の額が引き下げられてしまいました。生活保護基準の引き下げは、生活保護を受けている方に限らず、いろいろな国民生活の分野で影響を与えます。生活保護基準より低い賃金が横行していることを理由に引き下げたのでしょうか。

生活保護基準の引き下げは、就学援助や住民税の非課税限度額の基準、介護保険の保険料・利用料の減免ライン、障害者福祉施設の利用料の減額基準、生活福祉資金貸付の基準、公営住宅の家賃減免の基準、国保の窓口負担の減免対象の基準などにリンクしております。未熟児への医療費補助、慢性疾患のある子どもへの日常生活用具の給付、児

童入所施設の費用、私立高校の授業料の減免など、子どもの支援にかかわる多くの制度も、基準はこの生活保護の基準を参考としております。ですから、生活保護基準の引き下げは福祉の全面的後退を引き起こすものとなりますが、本市では保護基準の改定があっても、今まで諸施策で該当になっていた方がこのことにより対象外になったとは思いませんが、どうでしょうか。この点をまず伺いたいと思います。

また、この生活保護基準の改正と合わせて、一体に可決され、今年4月1日から施行された生活困窮者自立支援法についてお聞きします。

直ちに就労が困難な生活困窮者に中間的就労を促す「就労訓練事業」が導入されました。この法律は、訪問支援も含め生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により情報とサービスの拠点として機能し、一人ひとりの状況に応じた支援計画を立てるなどのほか、再就職のための居住の確保が必要な者には家賃費用を有期で給付することや、一般就労が困難な者には直ちに支援付きの就労の場の育成、早期就労が見込まれる者にはハローワークによる一体的な就労支援体制などを行うとしています。そして緊急に衣食住の確保が必要な者には、提供や子どもの学習支援なども行うとしておりますが、一方で就労支援に名を借りた保護の申請の門前払いや、「正当な理由なく就労しない場合には保護の打ち切り」や、最低賃金にも適用されない事業に「とりあえず就労」させるといふ、本人の人格、人間性を無視したやり方も出てくるのではないかと懸念します。

就労の意欲がありながらなかなか思うように運ばない時もありますが、生活保護との関係ではどのようになるのか、ハローワークとの連携や、この制度の活用実施での本市の考え方、取り組みについてお伺い致します。

3つ目の質問に入ります。子どもの貧困化と対策について伺います。

子どもの成長を喜びあえる、誰もが安心して子育てができる環境は必要です。子どもがのびのびと成長し、次の社会を担えるように一人ひとりの子どもと向き合っていくことは大事なことです。経済的な理由から子どもの16.3%、6人に1人が貧困化であるという2012年の政府の統計が出ております。中でも深刻なのはひとり親家庭世帯で、その相対的貧困率は54.6%にも及びます。母子家庭の81%が働き、そのうちの52%がパート、アルバイト、派遣社員であり、非正規雇用労働者で平均収入は年179万円とされております。

そのために政府は、子どもの貧困への対策を図るために法律を制定しました。子ども



の貧困対策の推進に関する法律が、平成25年6月26日より施行されております。その目的は、第1条で次のように述べております。

「この法律は子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。」とあります。

そして、国の責務、地方自治体の責務、国民の責務を定め、政府は毎年1回、子どもの貧困の状況及び子どもへの貧困対策の実施の状況を公表しなければならないとあります。ですから、各地方自治体もそれぞれの状況を把握し、貧困対策の計画を立てて実施の状況を報告しなければなりません。主に、その支援の計画として大きく3つに分け、1つ目は、教育の支援として就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策。2つ目は、生活の支援として保護者に対する生活の相談、子どもに対する社会との交流の提供や生活に関する支援のための必要な施策。3つ目は、保護者に対する就労の支援で保護者が自立できるための必要な施策とあります。

子どもの状態は、いつもお腹がすいていて十分な栄養がとれない、お風呂に定期的に入れない、必要な医療を受けていないなど、そのためにいじめの対象となったり、高校や各種学校や大学への進学率の低さにもあらわれております。

本市での子どもの貧困化を解消するための方策と考え方について伺います。

1つ目は、子どもの貧困化解消に向けて、今、本市で考えていることは何か伺います。

2つ目は、県内では14市町村が中学校卒業まで医療費が無料となりました。本市でも進めていくべきではないでしょうか、見解を伺います。

3つ目、学校給食費が八郎潟町で小・中学校まで無料化となりました。本市では無料化は考えていませんか、お伺いしたいと思います。

4つ目は、就学援助で拡大したい部分はありますか。

5つ目は、スクールソーシャルワーカーの拡充について見解を伺います。

以上、宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 8番藤原典男議員の一般質問の1つ目、「今後の介護保険

サービスのあり方について」お答え致します。

ご質問の1点目、「市町村の裁量に任せられることになる要支援1・2の方の今後の事業所、地域を含めた介護サービスのあり方と取り組みについて」お答え致します。

介護保険制度改正に伴い、現在、要支援の認定者に予防給付として提供されております全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、介護予防サービスから市町村が実施する新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。これは、要支援者自身の能力を最大限に生かしつつ、介護予防訪問介護・通所介護と住民等が参画するような多様なサービスを総合的に提供することが可能な仕組みに見直しされまして、要支援者の生活支援ニーズに対応しようとするものであります。

市と致しましては、事業の実施に当たり、サービスの受け皿の整備や本市の特性を生かした取り組みを進めるための準備期間を設けて、平成29年4月から新たな包括的支援事業等と一体的に実施することを計画しております。

現在、介護予防・日常生活支援総合事業で多様なサービスを提供するため、訪問型サービス及び通所型サービスを類型化して、従前の訪問・通所介護サービス相当、それから緩和した基準のサービス、住民主体のサービスなどの種別によるサービス提供に向けて、サービスごとの基準や単価等を定める作業とともに、自治会や社会福祉協議会などと連携のもと、介護予防ボランティアの確保に努めております。

平成29年4月の新事業への移行後においても、要支援者一人ひとりの状況に応じた包括的な支援・サービス提供体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「要支援認定のあり方、精査について」お答え致します。

現在、要支援1・2の認定を受けている方については、介護予防訪問看護、福祉用具などのサービスは従前どおり利用できます。介護予防・日常生活支援総合事業に移行後、市と致しましては、新たに訪問型サービス・通所型サービスの利用を希望する方に、25項目からなるチェックリストを用いて本人の状態を把握し、多様なサービスの中からその状態に合ったサービスを利用できるよう支援します。その際、要介護認定が必要と判断された場合においては、これまでと同様に介護認定の手続を行うこととなります。

ご質問の3点目、「要支援の方のサービス料について」お答え致します。

現在、介護予防給付の報酬単価については国が一律で決めており、サービスを提供できるのは指定された事業所のみであります。移行後は市町村ごとに基準や利用料を独自に定めることとなります。また、サービス提供は事業所だけではなく、ボランティア・

社会福祉法人・協同組合・NPOなどが低価格で提供することも可能となります。

このため、地域包括支援センターでは現在、地域ケア会議などにおいて、事業の実施方法、サービス提供事業所及び介護予防ボランティアの確保などとともに、サービス単価や利用者負担などについて検討を行っているところでございます。

ご質問の4点目、「高額介護サービス費について」お答え致します。

介護保険の高額介護サービス費の限度額は、制度創設時の医療保険の高額療養費に合わせて設定されていましたが、医療保険の一般世帯の限度額は既に月額4万4,400円に引き上げられております。

これを踏まえ、制度改正により介護保険においても、医療保険の現役並み所得に相当する人がいる世帯に限定して所得段階の新設により、月額4万4,400円に引き上げられたものであります。

ご質問の5点目、「施設入所の資格と取り扱いについて」お答え致します。

制度改正により、平成27年4月から介護老人福祉施設等への新規入所者は原則要介護3以上とされました。これは、限られた資源の中で入所の必要が高い中重度の高齢者が入所しやすくなるよう、機能の重点化を図ることを目的としたものでございます。

一方、要介護度が1・2と低くても所定の「やむを得ない事情」に該当する場合は、新規入所ができることになっております。特例的な入所要件としては、認知症高齢者や知的障がい・精神障がい等、深刻な虐待が疑われるなどの日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られることなどとなっております。

ご質問の6点目、「2割負担の対象と預貯金の調査の対象について」お答え致します。

介護保険制度の創設以来、所得にかかわらず利用者負担は1割となっておりますが、現役世代の過度な負担を避けるために、高齢者世代における負担の公平化を図るため、一定の所得がある65歳以上の被保険者について利用者負担が2割となります。2割負担となる方は、合計所得金額が160万円以上の方、単身で年金収入のみの場合は、年収280万円以上の方が対象となります。

また、預貯金の調査についてであります。特別養護老人ホームやショートステイ等の入所者のうち、低所得者の居住費及び食費の負担軽減を図る特定入所者介護サービス費について、これまで申請者の課税状況や所得に応じて支給決定をしていましたが、制度改正により、資産や預貯金が勘案されることになりました。調査の流れと致しましては、同意書の写しを添えて金融機関へ調査依頼を行い、回答内容から認定の要件に適合

しているかを確認するものであります。全ての申請者について預貯金の照会を実施することが可能となっておりますが、本調査は全ての調査を前提としているわけではなく、保険者が不正受給を防止する観点から、必要な範囲で調査を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） 川上福祉事務所長。

○福祉事務所長兼社会福祉課長（川上裕隆） 8番藤原典男議員の一般質問の2つ目、「生活保護行政と生活困窮者自立支援法について」お答え致します。

ご質問にあります生活保護基準については、国では平成25年8月から平成27年4月まで、段階的に新たな基準への見直しを実施したところです。この見直しに伴い、できる限り他制度に影響が及ばないように対応していることから、現在のところ本市では、生活保護基準改定により諸施策において対象外になった方はおりません。

また、平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度」が全国で実施されることとなり、本市においては、福祉事務所直営として必須事業であります「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」の2事業を実施しております。

ご質問にあります生活保護との関係につきましては、相談支援員が相談者の経済面や家族関係、健康状態等を聞き取り、生活保護の手助けが必要と思われる方については生活保護担当と連携を図り、保護の相談、申請等の受給に向けた手続をしております。生活保護が必要な人には確実に保護を実施するという、生活保護制度の基本的な考え方に変更はございません。

また、ハローワークとの連携につきましては、相談や支援内容に応じた「自立支援プラン」の作成により、その問題解決に向けた体制の整備を図ることから、潟上市生活困窮者自立支援調整会議委員にハローワーク秋田の職員を委嘱してございます。

支援プラン作成まで至らないケースは、市の就労支援員が相談者の職歴、就労形態、資格等のアセスメント結果を踏まえ、ハローワークにつなぎ、履歴書作成から面接指導までと一体的な就労支援を図ってございます。

引き続き、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、個人のさまざまな生活課題に対し、制度の隙間なく必要な就労支援や各種減免制度の説明、関係機関へのつなぎ役として、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題・悩み等の相談に応じながら情報提供や助言を行い、問題解決に向けてさまざまな支援を一体的かつ計画的に実施してまいります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 一般質問の3つ目、「子どもの貧困化と対策について」のご質問の中の1点目、3点目、4点目、5点目についてお答えします。

ご質問の1点目、「子どもの貧困化解消に向けて本市で考えていることについて」お答えします。

昨年8月、国が「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しております。市としてもこの大綱に従い、市の福祉事務所と連携しながら必要な環境整備と教育の機会均等、具体的には、きめ細やかな学習指導の推進、学習の遅れがちな子どもへの学習、このような支援等の取り組みをより一層進めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「給食費の無料化について」であります。現在、既に就学援助対象者、すなわち要・準要保護のご家庭には全額補助を行っているところです。無料化の対象範囲の見直しについては、現在考えておらないところですが、今後慎重に検討してまいりたいと思います。

ご質問の4点目、「就学援助で拡大したいことについて」お答えします。

現在、市で実施している就学援助制度については、年度末に学校や園を通じて全ての保護者へ通知し、市ホームページでも周知しているところですが、家庭・社会状況の変化に即応し、年度の途中でも随時相談に乗りやすい体制づくりに努めてまいりたいと思っております。

ご質問の5点目、「スクールソーシャルワーカー拡充について」であります。市内の小・中学校における多様な相談ニーズに応じるために、県の事業であるスクールソーシャルワーカー事業を積極的に活用し、定期的な学校訪問や家庭訪問、担当者間のケース会議等を行っているところであります。

今後も、市が各小・中学校に配置している相談員や各校の特別支援教育コーディネーター、生徒支援担当職員等との一層の連携を進め、困り感を抱えるお子さんや保護者への親身な対応に努めてまいる所存でございます。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 川上福祉事務所長。

○福祉事務所長兼社会福祉課長（川上裕隆） 8番藤原典男議員の一般質問の3つ目、「子どもの貧困化と対策について」の2点目、「中学校卒業までの医療費の無料化につ

いて」お答え致します。

乳幼児等に対する医療費助成制度は、若い世代の経済的負担の軽減となるばかりでなく、安心して子育てができる環境の整備に資する有効な制度の一つでございます。

この制度は、市内に居住地を有する乳幼児及び小学生、ひとり親家庭の児童の心身の健康の保持と生活の安定を図るために実施している、秋田県独自の医療費助成制度です。病院等を受診すると自己負担分を支払うこととなりますが、この福祉医療費制度が該当になると、その自己負担分の一部を県と市が負担してございます。平成24年8月から対象年齢が引き上げられ、乳幼児から小学6年生まで拡大してございます。

また、藤原議員のご質問にありましており、中学校卒業まで医療費の助成制度を拡充している市町村は14市町村あります。急激に少子化が進行する中で、子育ては社会の存立基盤にかかわる課題として国にとっても根幹的かつ最重要課題であり、国の責任において子育て支援に取り組むことが求められております。秋田県市長会では、国の制度として、子ども医療費の無料化制度の創設について、継続して国・県に対して提案・要望しております。

本市としても、多額の財政負担を伴うことから、今後、国・県の動向を踏まえながら、中学生の医療費無料化について検討してまいります。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 8番、再質問ありますか。8番。

○8番（藤原典男） まず介護保険制度なんですけれども、要支援の方の1・2の方のこれからのサービスのあり方というのは、国の全国の一律のものから市町村実施の日常生活支援総合事業というふうなことで、介護ボランティア、地域、そして福祉協議会が一体となったものを行うというふうなことの回答がありましたけれども、各市町村のやはり力の入り具合とか、それから事業所の数もあるんですけれども、各市町村自身のそのやり方がね、力があるところはやれるし、力がないところはやれないということになりますけれども、そういうふうな考え方が私持ってるんですけれども、本市の場合はそこら辺はどうなっていくんですか。サービスが落ちるとか、内容が、そこはどのように考えて、今後要支援の1・2のところをやっていこうとしているのかお伺い致します。

○議長（伊藤榮悦） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 8番藤原議員の質問にお答え致します。

本市では、要支援1・2の方で介護予防通所介護、それから介護予防訪問介護の利用

者は、約70人台となっております。それで本市における介護保険の65歳以上の被保険者については、現在約1万人程度おるわけですが、そのうちの要介護認定というのは、約2割の方でございます。残りの8割の方が、ほぼ元気な高齢者という状況になってございます。市と致しましては、これから取り組むべきこととしては、元気な高齢者の更なる健康維持、それと介護認定を受けている方へのサービス提供体制の確保が非常に重要な課題となっております。幸い本市においては、他市町村と比較しまして医療機関、それから介護施設にも非常に恵まれた状況にあります。担当窓口における施設入所の相談においても、おおむね希望する施設に入所できる状況となっております。

このたび制度改正により要支援者の方へのサービス提供が変わりましたが、本市においては医療機関、それから介護サービス事業所、社協、それから民生委員、それから郵便局などの連携した支援体制が構築されております。さらには、地域における介護予防ボランティアの確保・育成にも努めている状況にあります。今後更なる高齢化が進む中で、地域において元気な高齢者、それから各地区で支援が必要な高齢者を支える潟上独自の地域包括システムの構築が非常に重要と考えておりますので、担当と致しましては、この問題については全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） まず、1番については全力で取り組むということですので、今よりはサービスの質が落ちるといふようなことはないといふようなことを私確認したいと思っております。

それから、2番目の要支援認定のあり方・精査についてなんですけれども、25項目にわたってチェックといふようなことですが、これは以前より厳しくなるんじゃないかなといふようなことなんですけれども、要支援1・2の方をそこから外していくこのチェック体制じゃないかなといふふうに懸念しますけれども、そこら辺はどういうふうに考えますか。

○議長（伊藤榮悦） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 8番藤原議員の質問にお答え致します。

現在は、要支援の方々については窓口で介護認定の申請書を書きまして、それが介護認定審査会の方に回っていきまして認定を受ける仕組みになってございます。それができるだけ、今回の制度改正の背景には、要支援認定を受けている方でありましても自分

のできる範囲のことはできるだけやってもらいと、そういうふうな考えのもとで改正が行われたものでございます。そういう関係で、市としては地域包括支援センターの窓口において申請の際に、チェックリストを用いて本人の状態を確認した上で、その介護認定審査会の方に認定を回してやると、そういうふうな仕組みになってございます。

それから、認定、ある程度軽い人については、できるだけ在宅においてサービスを提供する体制をどのようにするのかというのが、非常に市としては難しい問題でございますが、幸い介護保健施設等とも連携をとりながら空いたスペースを活用したサービスを提供するような形、あるいは地域の集会所を利用して市の専門職がそこにまいて、ある程度その人に合った介護予防教室等を開催することも現在検討中でございます。以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） それでは3番・4番・5番は除きまして、特に5番は、施設入所の資格と取り扱いについては、介護度3以上でなくても、痴呆だとか、いろんな家族の虐待だとかそういうふうな場合があれば入所できるというふうな回答がありましたので、そこはまず了解致しました。

それから、6番の2割負担のところと、それから預貯金の調査なんですけれども、今までであれば障害者年金だとか遺族年金のものが収入として非課税のところは入ってなかったのですが、これは法律の改正でそういうふうになったわけなんですけれども、ただし預貯金については、今までの調査はなかったんですね。ここら辺は、やはりケアマネージャーを通して本人に対して、なぜこういうふうなことをやるのかというふうなことをしっかり丁寧にやらないと、今流行ってる詐欺だとか、預貯金のものを見せなさいとかどうのこうのってやれば問題ですので、しっかり丁寧に、こういうふうな制度が変わったんですからこういうふうにというふうなことをやらないと問題起きるので、そこら辺は気をつけてもらいたい、そういうふうに私は思います。

それで、この預貯金の調査の結果、対象外と、2割負担になる方の額というのは、預貯金の額、そこについてはどうなりますか。

○議長（伊藤榮悦） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 8番藤原議員の質問にお答え致します。

2割負担の該当者の判定基準においては、預貯金等の通帳の添付は必要ございません。預貯金の通帳の写しが必要になるのは補足給付という制度でございまして、特別養護老



人ホーム、それから介護保健施設、それから短期入所、ショートステイでございますが、この施設に入所して食費・居住費が減額になっている方々について、今回、資産も勘案するというふうな内容でございます。それでこの背景にあるのは、食費や居住費等を負担して在宅で生活している要介護認定者もおります。そのような公平性を図ると。それから、預貯金等を保有して、この負担の減免を受けているにもかかわらず保険料を財源とした補足給付がなされていると、そういう不公平感を解消するために、今回この制度においては預貯金の写しの添付が必要となったものでございます。

それで、現在市では、現在その給付を受けている方々については有効期限が27年7月31日となっている関係で、担当課では27年6月3日付で手続についての文書通知を各介護事業所等にお知らせ致しまして、周知を図ってございます。それで現在既に各事業所からの申請が、もう既に届いている状況にあります。この通帳の添付については、本人の同意の上、通帳の写しを添付して窓口を持参してもらっているというふうなことでございまして、この制度の改正について不明な点については、電話、それから窓口での相談に応じておる状況にあります。

以上であります。

○8番（藤原典男） 説明わかりますから。額。

○市民福祉部長（畠山靖男） この補足給付の対象外となるのは、単身の場合1,000万円以上の預金、それから夫婦の場合は2,000万円以上となっております。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 説明いいですから、私聞いたことをそのままずばり答えていただきたい、そういうふうに思います。

それから、生活保護行政と生活困窮者自立支援法について伺いたいと思います。

旭川で何回も保護を申請したのに、まず仕事しなさい、仕事しなさいとかっていうふうなことで、結局所持金がなくて最後は「おにぎり食べたい」というふうな遺書残して餓死したわけでしょう。これはやはり生活保護行政と生活困窮者自立支援法というのは表裏一体のものですけれども、先ほどの説明聞きましたら、その人に合ったような自立の支援のやり方をやるということで、保護が必要な方はそちらの方に行くというふうな安心した答弁いただきましたので、これについてはよろしいですけれども、ただ私がこの中で述べた居住の確保ですね、必要な家賃をお貸しすると、給与すると、そういう

ことについてはちょっと触れてなかったので、そこら辺は今まであるのか、制度が発足してからですけれども、いつ頃までというふうなその家賃の関係ね、そこら辺ちょっと期間とか考え方について簡潔にお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長兼社会福祉課長（川上裕隆） 8番藤原典男議員の再質問についてお答え致します。

住宅確保給付金に関しましては、生活保護の前の事業から引き継いだもので、現在のところ給付実績はございません。

この期間に関しては一応3カ月間、1回が3カ月間で、3回まで継続することができるというふうな形になってございます。ただそれもハローワークに通ってるとか、ある程度の要件がございますけれども、そういうふうな形になってございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 居住の確保、それから期間についてはわかりました。これは生活保護というのは、もう生活の最後の砦ですからね、丁寧にその人に合ったようないろんなこの支援。最終的にはやはり生活保護しかないというふうなことであれば、そういうふうに的確な迅速な判断をひとつお願いしたいというふうに思っておりますけれども、これについてはよろしいです。

次に、3つ目、子どもの貧困化と対策についてお伺いしますが、子どもの貧困化解消に向けて本市で考えていることは何かというふうなことでお伺いしましたけれども、体制だけについて述べられておまして、その具体的な要件等については答えておりませんでしたけれども、そこら辺はこれからのことになりますか、どうでしょうか見解として。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） お答えします。

ただいまの質問は、全体的に具体的な支援の内容がわからないんじゃないかということでしたが、今年この貧困対策の大綱が国から示したのが確か1月頃だったと思います。あ、昨年8月ですね。その関係からいくと、この支援の内容については国の就学援助は国庫補助事業の実施、あるいは市町村の援助など、国として実施状況を調査しながら公表していくということがございます。実際には、貧困対策に対して重点施策というも

のもあります。細かくて省きますが、大体5つぐらいあります。教育の支援という方向性と生活の支援という方向性、それから保護者に対する就労の支援という方向性、そしてまた経済的な支援という、こういう4つ、その他も含めて5つありますが、大きくはこの4つの中でこの方向性をしっかりと大綱で見極めながら進めていくものとされており、そういう意味からして、国の大綱のこの方向性に合うように、関係市町村あるいは隣接市町村、これらも含めながら私ども今後のあり方についてはしっかりと出していきたいと思っておりますので、その具体の支援ということになると、ただいまのその大綱の枠の中でいろいろと進めていくものと考えておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 発足なってわずかですから、これからの今後の取り組みを期待したいと思っております。

2つ目、県内での14市町村で中学卒業まで医療費が今無料化になっておりますけれども、やはり子育てにはやはりこういうふうな医療費の問題だとかがかなりこう大きなウエイトを占めてきているわけですが、この問題3回ほど議会でも私取り上げてきましたが、取り上げてきてる中でもずっと少しずつこう増えて、今14市町村にまで拡大したということですね。それで、これはやはり子育て支援には本当重要な事項ですので、国・県の動向を見るというふうなことではなくて、本市でもこういうふうな方向で進めていくべきじゃないかというふうに思われますけれども、その点について簡潔にお伺い致します。検討するというふうな、前向きな検討なのかそこら辺どうなのか。いつも検討するで3回ほど回答もらってきておりますけれども、もう少し一歩進んでもいいんじゃないかなというふうに思いますが、どうでしょう。

○議長（伊藤榮悦） 川上福祉事務所長。

○福祉事務所長兼社会福祉課長（川上裕隆） 8番藤原典男議員の再質問についてお答え致します。

繰り返しの答弁になってしまいますが、できるだけ検討していきたいと思っておりますのでひとつご理解の方お願いしたいと思っております。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 今後の検討に期待したいと思っております。

それで3つ目の学校給食費の関係なんですけれども、八郎潟町が県内で初めて学校給食費が無料となりました。それで先ほどの答弁では、要保護世帯、それから準要保護世

帯の方については給食費は無料というふうなことですけれども、準要保護世帯は生活基準の恐らく1.2倍と思いますが、この枠をもう少し1.3倍とか1.4倍、1.5倍というふうにこう、やはりいきなり無料化というふうなことはできないと思いますので、そういう枠を広げていくべきじゃないかというふうに思いますが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 枠を広げるということですが、できるだけその無料化に近い対象範囲に見直しをかけられるとすれば、今行っていることを今後検討しながら慎重に検討してまいりたいと思っております。

これは子どもの貧困化ということを出されておるわけですが、末段については、このほか少子化ということも一部含まれながらこの無料化になってきている、全国的な市町村の枠の中ではあるものだと思っております。そういう意味では、今後どのぐらいの少子化になっていくかというのは数値上ありますが、本市の推定等も今後しっかりと参考にしながら、いわゆる質問の貧困化というものも含めながら、その少子化ということを含めてこの対策は今後の検討するものではないかなと思っております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 医療費と、それから学校給食費については、今それぞれ福祉事務所長、あるいは教育長が答弁しましたが、医療費については市長会も国・県へ無料化について要望しているところであります。そしてまた給食についても今教育長が答えましたが、何せ膨大な財政出動が起こる事業でございますので、今後なお一層検討していきたいと思っております。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 3番のところ、医療費のことについてもお答え市長からいただきましたけれども、次に3番のところを終わりにして4番のところを、就学援助で拡大した部分のところをお伺いしますが、具体的には就学援助というのは学用品とか入学準備金、それから林間学校の宿舎費とか修学旅行費とか、医療費とか学校給食費とかも援助するものなんですけれども、この援助の枠が生活保護の基準として、新潟市では1.3倍、それから三重県の松阪市では1.4倍まで拡大して就学援助をやっているということですね。ですからここら辺も今後検討の余地があるんじゃないかな、そういうふうに思いますけ

れども、これについてのご見解を伺いたいと思います。重複しますけれども。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。簡潔にお願いします。

○教育長（肥田野耕二） そのように今後、それに近い数値になるかどうかは別にして、先ほども市長も言うておりましたが財政上もあります、しっかりと検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） わかりました。

最後に5番目、スクールソーシャルワーカーの拡充についてお伺いしますけれども、いろいろな取り組みについてわかりましたけれども、もれなくこれはやはり問題が問題ですから迅速というふうなことが大事だと思いますけれども、そこら辺についてはどのようなお考えですか。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 今後とも迅速に親身になって対応してまいりたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） いろいろな前向きな回答もありましたし、それから解明できることもありましたけれども、これで質問を終わりますが、市民生活の向上のために是非、新庁舎で職員の皆様を含め市当局も一生懸命、私も頑張りますけれども、市当局も一生懸命生活向上のために市民のために頑張るようお願い致しまして、私の質問を終わります。どうもご回答ありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これをもって8番藤原典男議員の質問を終わります。

暫時、11時10分まで休憩致します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木嘉一議員の発言を許します。3番。

○3番（佐々木嘉一） 3番佐々木であります。傍聴者の皆さん、大変ご苦労さんでございます。

このたび、平成27年潟上市議会第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、

誠にありがとうございます。

新生潟上市は、合併後10年目を迎えました。先般来実施されました記念式典をはじめ、従来からのイベントに10周年を冠した節目をお祝いを致しました。折しも新庁舎も完成致し、この時期、市総合計画、地方創生総合戦略等々の策定期を迎え、関連する事項について質問を致したいと存じます。

1つ目、次期総合計画策定及び関連計画についてお伺いします。

このことに関しては、先般来、策定手続等あわせ申し上げてきましたが、このたびの市長の行政報告により当該計画の報告がありました。

次期総合計画は、今後10年間の本市の行政運営にかかわる最上位計画と位置づけられており、現在はこれまでの10年間の総合発展計画の検証を進め、新たな時代の環境変化を見極めつつ、庁内において策定作業を進めていると報告されております。今後は市民による検討委員会の設置により、意見・提言を受けて総合計画の策定を進めることとしております。

さらには、地方創生という課題については、人口ビジョン策定を先行させ、アンケート調査を実施し、市民・各界各層からなる「地方創生推進会議」を設置し、国・県計画との調整をして計画の策定に取り組む旨の報告がありました。要約すれば、執行部内において策定した素案を、総合計画は「検討委員会」において、「地方創生総合戦略」については「地方創生推進会議」の議を経て策定する意向と伺いました。計画推進上必要とするスケジュール、作業フローについては、策定担当において予定されているものと存じます。

さらに加えて、先般、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、本市においても市長と教育委員による「潟上市総合教育会議」の設置がなされました。法改正によりますと、本市の場合、教育長の任期の関係上、経過規定により委員長の職務との調整は従来どおりと理解していますが、「総合教育会議」と「潟上市教育大綱」の策定は、法律の施行により実施しなければならなくなりました。

また、教育長は教育委員会の議に基づいて市教育方針を策定し、事務局を統括し、施策の策定を行います。その結果を教育委員会は、教育長の事務執行を毎年点検・評価し勧告するというふうに理解を致しております。こうした観点から先般の議会において、新教育制度に対する市長のご認識を伺ったところであります。

こうした一連の本市の行政推進上、「総合計画」であれ「地方創生総合戦略」「教育

大綱」各計画間の計画策定のあり方、かかわる会議、関係する方々、策定上の調整課題もあるものではないかと思われま

また、具体的にはソフト・ハード面の具体化がありますし、計画の入口部分での調整が重要であります。こうした観点を踏まえまして、次により質問致します。

1つ目、現総合発展計画の検証の視点は何でしょうか。事業分野ごとの検証でありますか、それとも行政評価との関係はどのように考えておられますか。数値目標に基づくものなのでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

2つ目として、潟上市自治基本条例（平成25年1月1日施行）は本市の最高規範です。今回の計画の性質上、同条例第30条の見直し条項には該当しませんか、お伺い致します。

3つ目、市民参画は一般的にはアンケート調査ですが、ほか、検討委員会等会議にエントリーされた方々は参加です。若い層の参加や意見反映のワークショップは考慮していないのでしょうか。

4つ目、本計画を含め、関連する計画の策定スケジュールについてお知らせ願いたいと存じます。

大きい2つ目ですが、旧昭和・飯田川庁舎及び市が所有する土地の活用方針についてお伺い致します。

旧昭和・飯田川庁舎は、新庁舎開庁により出張所として窓口事務を残し、3人体制で対応しております。以来、市民からは貴重な施設がもったいないという声が聞かれると同時に、地域の衰えを感ずるとの声も聞かれます。

先般、自治会長会議においてこのことが課題となり、市長の意向として新聞紙上で伺っておりますが、その際「時間を要する」との表明が報道されました。また、過去においては利活用の検討委員会の答申もありましたが、方向性はありませんが、どのように考えておられますでしょうか。

さらに、市有地であります旧豊川小学校グラウンドは、グラウンドとして整備する方向と伺っておりましたが、現在は教育財産から普通財産となり財政課管理ですが、整備の方針をどのように考えておられますか、お伺い致します。

また、旧豊川コミュニティ・ホーム跡地、豊川荒屋地区の約8,000㎡の土地、一部道路拡幅用地として使っておりますが、あります。かつて昭和町では、豊川小学校の児童確保対策として公営住宅建設を予定して、県営土地基盤整備事業の際、換地処分により取得した土地であります。山田地区の約10ヘクタールの土地がありますが、国道101号

線整備の際の土取り場として取得し活用したところです。

以上について、今後の活用についてお伺いを致します。

具体的には1つ目、旧庁舎は時間を要すると言っておられますが、今後の進め方としてどのように考えておられますでしょうか、お伺いします。

2つ目、旧豊川小学校グラウンドの整備方針はどのように考えておられますか。

また、3つ目、豊川荒屋地区、山田地区の活用方針についてもお伺いしたいと思います。

質問は以上であります。適切なご答弁お願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 3番佐々木嘉一議員の一般質問の1つ目、「次期総合計画の策定及び関連計画について」お答え致します。

はじめに、ご質問の1点目、「現総合発展計画の検証の視点は、事業ごとの検証か、行政評価との関係は、数値目標に基づくことか」についてお答え致します。

現行の潟上市総合発展計画後期基本計画の検証につきましては、昨年10月から11月にかけて各担当課において総合的な点検・評価を実施した後、個別にヒアリング調査を実施しております。

各担当課における点検・評価につきましては、現行の総合発展計画に掲げる取り組み293項目について、その達成状況や残された課題、今後の取り組みなどを整理し、達成度AからEの5段階で評価を行っております。したがって数値目標に基づいたものではなく、事業ごとに検証したものでございます。

また、行政評価との関連であります。行政評価は現行の総合発展計画の着実な進展を図るため事務事業をベースに毎年度行っておりますが、主たる目的は市が提供するサービスが市民生活にどのような成果としてあらわれているか、また、そのサービスの内容が効率性や有効性などの観点から妥当であるかどうかを客観的に評価し、その結果を行政活動全般の改善に結びつけていこうとする観点から行っているものであります。

次に、ご質問の2点目、「潟上市自治基本条例は本市の最高規範です。今回の計画の性質上、同条例第30条の見直し条項には該当しませんか」についてお答え致します。

ご承知のとおり、潟上市自治基本条例は潟上市のまちづくりにおける「憲法」と位置づけられるものであります。自治に関する原則や市政運営の基本的な事項を定めたもので、住民自治の確立に向けた考え方を示す法的基盤となります。したがって理念的



性格が強く、自治基本条例自体に具体的な制度はほとんど定められておりません。

ご質問では、第30条の見直し規定に触れるのではないかとありますが、本条例は平成25年1月1日から施行され、施行後2年5カ月を経過したばかりであり、今すぐ見直しをする必要はないと考えております。

また、この条項は自治基本条例を時代の要請に見合ったものとし、自治のあり方をより進化したものとしていくために4年を超えない期間ごとに見直しを行うことを規定したものであります。したがって、議員からご指摘のような計画策定のたびに理想的性格が強い自治基本条例を改正するようなものではありません。

なお、総合計画であれ、総合戦略であれ、「総合的かつ計画的な行政運営を行う」こと、また、「効率的で迅速な行政運営を行う」こととすることを第14条において市長の責務として規定しており、これらに内容は包含されておりますので、あえて自治基本条例を改正して書き込む必要はございません。

次に、ご質問の3点目、「市民参画は一般的にはアンケート調査ですが、他検討委員会等会議にエントリーされた方々の参加です。若い層の参加や意見反映のワークショップは考慮しないか」についてお答え致します。

総合計画策定における市民参画につきましては、大きく3つありますが、まずは市民意向調査（アンケート調査）であります。市の取り組みに対する評価や今後の重点施策に対する意識・要望等を把握し計画策定に反映させるため、市民2,000人を対象に昨年9月に実施したほか、まちづくり活動に密接に関連のある21の団体へのアンケート調査も実施しております。

続いては市民等で構成する「総合計画検討委員会」への参画で、総合計画案について検討するとともに、政策提案等を行っていただきます。この委員の募集につきましては一般公募を実施したところ、意欲ある若い世代の女性から応募が複数あり、委員へ就任していただく予定としております。その他の委員につきましては、総合計画がまちづくり全体にかかわる計画となることから、幅広い分野の団体から選出して組織する予定であり、各団体からの意見集約等をお願いするものであります。なお、本委員会は政策分野ごとの部会に分けてワークショップ形式で検討を進める予定にしております。

続いては「パブリック・コメント」の実施であり、計画の素案段階で一旦公表し、広く市民等の意見を求めるものであります。なお、最終的には、市民の代表であります議会の皆様との全員協議会を経た後、議案として提案してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の4点目、「策定スケジュールはありますか」についてお答え致します。

スケジュールにつきましては市ホームページで公表しておりますが、来年3月定例会での議決を目指し、1月頃には議会全員協議会で計画案をご説明できるよう策定作業を進める予定としております。

なお、本年度は総合計画の改定作業と総合戦略の策定作業を並行して行っておりますが、総合戦略の策定も総合計画と同様に市民等の参画をいただきながら進め、総合計画との整合を図りながら成案とすることとしております。

続きまして、一般質問の2つ目、「旧昭和・飯田川庁舎及び市が所有する土地の活用方針について」お答え致します。

ご質問の1点目、「旧庁舎は時間を要するとは、今後の進め方について」にお答え致します。

ご質問の中で「過去において利活用の検討委員会の答申もありましたが、方向性はありません」とのご指摘でありますので、その後の検討経過を含めお答え致します。

旧庁舎の利活用につきましては、平成22年11月25日付の市議会庁舎建設調査検討特別委員会報告書におきまして、「検討委員会」等を立ち上げ、地域住民の声を反映させた計画を策定すべきである旨の意見が付されており、これを受けまして23年8月に市民による「潟上市現庁舎利活用検討委員会」を設置し、その報告内容を24年6月議会定例会で行政報告しております。その後、「現庁舎等利活用方針」を策定し、25年2月7日の議会全員協議会で内容をご説明し、26年11月17日の議会全員協議会で「現庁舎利活用計画案」を提示致しました。

計画案の中で、旧昭和庁舎は昭和地区の3保育園を統合した認定こども園にする案と、社会福祉協議会等を配置した事務所的機能を有する施設とする案の2案を提示致しました。

認定こども園にする案については、昭和地区3保育園の統合計画と合わせ慎重に検討を進めているところであります。一方、認定こども園以外の施設に活用する場合には、昭和公民館を含めた周辺の類似した公共施設とのすみ分けや再編整理が課題となり、旧昭和庁舎の利活用の決定にはまだ時間を要すると思われれます。

27年3月議会の施政方針でもご説明しているように、旧庁舎の活用方法は、周辺にお住いの方、商業者の方々等に影響を及ぼすことから、どの方法が最善であるのか慎重に検討を重ねているところであります。今後さらに議会や市民の皆様のご意見に耳を傾け、

ご相談しながら旧庁舎周辺整備を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「旧豊川小学校グラウンドの整備方針は」についてお答え致します。

旧豊川小学校グラウンドについて、現在は普通財産として財政課所管の土地となっております。学校用地から所管替えとなった後、具体的な使用目的や整備計画がありませんでしたが、今年度に入り、地元の野球クラブより、隣接する豊川コミュニティと連携して保全管理を行いたいとの申し出を受け、市としても普通財産の維持管理を行う上で特に支障がないことから、野球練習場用地として貸付をしております。

今後につきましても、具体的な事業活用等が見込まれるまで普通財産として現状を維持してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、「豊川荒屋地区、山田地区の活用方針は」の旧豊川コミュニティセンター跡地については、現在は県事業の河川改修工事が行われており、現在利用している橋の付替工事も行われる見通しとなっております。

今後、跡地については有効利用を検討してまいりたいと考えております。

次に、荒屋地区の市有地についてであります。ご質問にありますとおり8,488㎡の市有地があります。この土地につきましては、現在、特に事業計画の対象となっておりませんので、財政課で普通財産として除草等維持管理に努めております。

今後につきましては、どのような活用方法があるのかを含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、山田地区の約10ヘクタールの土取り場についてですが、市単独事業のほか、県営事業などで活用してまいりました。近年は、主に豊川地区の整備事業での建設発生土のストック場所として利用しており、平成24年度から平成26年度までの実績として、件数で14件、数量では合計5,121.3立方メートルの建設発生土を保管しております。

今後も土取り場の機能を維持しながら、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 3番、再質問ありますか。3番。

○3番（佐々木嘉一） 1番の1番ですが、現総合計画発展計画の検証の視点、重要分野ごとの検証、それについては先ほどお伺いしましたけれども、昨年から総合点検をして分野ごとの施策の成果を点検していると。そのほか230項目にわたる達成度も検討しておられるということについては、それが次期計画への一つの検証というふうに解釈されま

すが、それはそれとして行政評価との関係をひとつお伺いしますが、実は自治基本条例は理念条例だと。具体的ないわゆる方向性とか、あるいは具体的にそれをいわゆる決めて進めなければならないものでもないし、観念的に考えておけばいいのかというような、言ってみれば理念条例だというようなことなんですが、行政評価の関係については、より具体的に自治基本条例では書いております。自治基本条例の第25条なんですけれども、「市は効率的な市政運営を推進するために、市の施策等について市民参画を経て評価を実施しなければならない」、それから第2項には「前項の評価の結果を速やかに公表するとともに、施策の見直しについて反映させるものとします」というふうに第25条には書いてありますので、理念じゃなくてこれはそのようにしなければならないというふうな規定ですが、その辺、行政評価、今、次期発展計画、どちらかというところまでは人口が増加するんだというふうな一つの計画のもとで策定しました。今度は、今後10年間というのは人口は減少すると、そういうふうな中での計画策定になりますので、当然社会情勢の大きな変化じゃないかと思えます。その点それはそれとして、第25条との関係についてはどのように考えておられますか、お伺いします。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 3番佐々木議員の再質問にお答え致します。

自治基本条例の第25条、行政評価というものがございます。これにつきましては、毎年その行政評価について、その外部の検討委員からの評価をいただきながら次年度以降の計画に反映させております。そのことと、この先ほどのご質問の第30条に付随してのご質問だと思いますが、そのところにつきましては先ほども回答致しましたが、あくまでも第14条の市長の責務の中で包含されているものということで考えております。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） 今の答弁ですと、毎年いわゆる決算の附属資料として主なる施策の成果ということで出している、あれがいわゆる行政評価というようなことに考えてよろしいですか。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 3番佐々木議員のご質問にお答え致します。

行政評価につきましては、年度末というものにつきましては主要成果、決算の時に出版されているそのもので出しているものでありまして、それとは別に行政評価の検討結果を公表してございます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） そうすれば、私、公表している行政評価については、例えばインターネット、ホームページ等でやっているかわかりませんが、文書での報告は私はまだ見ていないけれども、そういうふうに行っていると。いわゆる市民参加を経て、そして評価をして公表していると。それは年度末ですか。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 3番佐々木議員のご質問にお答え致します。

いつの時期で公表しているのかというご質問でございますが、市のホームページ上で年度末にかけて公表してございます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） そうすれば公表の方法はホームページによるというふうなこと、そういうふうないわゆる公表の方法は、そういうふうに行っていますか規定していますか、それとも、私ども議会ではそういうふうな書類はいただいたことないのかなというか、そんな感じですがけれども、ホームページに公表して、それをもっていわゆる行政評価の公表というふうに行っているんですか。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 3番佐々木議員のご質問にお答え致します。

市のホームページで公表するというのを要綱上で規定してございます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） いずれ主なる施策の成果については、それぞれ確認をしながら次期計画に反映していくというふうな一つの手続をきちんと進めていなければならないところですので、その公表の結果については私もまだ触れておりませんが、そういうふうに行っているというふうなことであれば、今回の見直しの一つの大きな検討材料ですので、それらをひとつしっかり踏まえながら次期計画を進めていただきたいというふうに思います。

それから、市民参画についてのワークショップについて提案しましたが、先ほど分野ごとにワークショップという機会を設けて自由にいろいろな意見を出して、あるいはその素案を検討するということが方法が提示されましたので、それで理解致しますけれども、今回の地方創生、総合戦略についても期限がありますけれども、実際我々のその計画そのものは、わずか委員だとかアンケート調査に参加するというものの数%ぐらいの

その意見しか反映されていないのではないのかなというふうな感じもします。いずれ市民参画という、自治基本条例で市政運営の基本をうたっている我が市からすれば、市民を巻き込んだ大々的な計画として、やはり時間をかけてもいいからしっかりした計画をつくるよう要望して、次に移ります。

それから、策定スケジュールですが、先ほどちょっと答弁ありましたけれども、もう一回、ひとつスケジューリングをどのような形で進めるのか、ちょっと説明願います。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 3番佐々木議員にお答え致します。

策定のスケジュールにつきましては、先ほどの回答で、市のホームページ上で公表しておりますが、来年3月定例会での議決を目指し、1月頃には議会全員協議会で計画案をご説明できるよう策定作業を進める予定としてございます。いずれ市のホームページ上で総合計画策定スケジュールというものを、表で26年・27年・28年ということで区切って公表してございます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） ホームページをご覧になればみんなわかるというふうな、そういうふうな答弁ですが、私もたまたまそこまでは見ておりませんでしたので、いずれ策定スケジュール、先ほど質問の中でも申し上げましたが、人口推計は先行してやってるのかなど。具体的には、人口推計を先行させないと計画の基本が定まらないということなので、そうすれば具体的に人口推計は今現在しておりますか。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 3番佐々木議員にお答え致します。

人口ビジョンにつきましては外部の業者に委託をしております、8月末までという期限を委託期間としてございます。委託してございます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） 人口推計につきましては、先般「地方消滅」というふうなショッキングな本を出しました、いわゆる増田寛也元岩手県知事ですか、それらの基礎になったのは社会保障・人口問題研究所というふうなことでありますけれども、潟上市の場合は、この人口ビジョン、ビジョンというのはこれからの問題でしょうけれども、人口の推計、それについてはどの機関へ発注しましたか。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 3番佐々木議員にお答え致します。

委託先につきましては、「株式会社ぎょうせい」の方に委託してございます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） この前ちょっと「湖畔時報」で、五城目町では人口推計につきましては秋田県の秋田経済研究所に委託したということが、町長の方針の中で報告されておりました。いずれ、「ぎょうせい」についても全国的な業者でありますから、いずれ確実な分析、あるいは結果が出ると思うんですが、ビジョンをつくるのは、その成果を見てからの言ってみれば潟上市の一つの方針だと思います。いずれ8月までそのことが決まるということですので、その成果を期待しておきます。

次に移ります。それから今一連の質問したことについてホームページ上に出してということですが、ひとつそれはホームページをとって写せばいいんだけど、できましたらひとつ議会にもそのスケジュールについて、議会の方でも特別委員会等ありますので、そうしたスケジュールについてはひとつお知らせ願いたいと思います。これはひとつお願いでございます。

そうすれば次の大きく2つ目ですが、旧昭和・飯田川庁舎及び市が所有する土地の活用についてということですが、先ほどご答弁をいただきました。いずれそのとおりでございまして、私どもも、例えば旧庁舎につきましては方向は示されておられません、今はっきりしていないということにつきましては、過去の利活用検討委員会と、あるいは全員協議会でもいろいろ、いろいろというか説明は聞きました。ただ問題は、今実際に新庁舎できまして旧庁舎はあのおり3人体制でやっていただいておりますけれども、結局議会では何をしたかということが問われるわけです。10年かかって庁舎建てただけけれども、その余ったものを何とするか同時にやはり検討すべきでなかったのかと。今さら、これからまた時間かけてというのは、そんなことでいろいろ聞かれますけれども、議会の方、私としては、議会としては何か相談とか方向は受けたけれども、どうしようかと、これについて具体的に検討したというふうな記憶は私はないような記憶をしております。したがって、この間、自治会長会議で市長がいみじくも時間を要するというふうなことについては、先ほど総務部長の中で、いろいろの検討をしていくから時間かかるんだらうなと思うけれども、いずれやはりこのことについては、より具体的にもっときちんとしたやはり方向を決めてやはり検討するということではないかなと思います。いずれ、必ず新庁舎できれば旧庁舎残って空き家になるということはわかってい

ますけれども、それを同時になぜやらなかったのかということが市民の間から言われることによって、非常にその責任を感じるわけであります。ですから時間を要するというところについて、具体的にその時間のかけ方をひとつもう一遍お願いしたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 3番さんの再質問にお答えします。

旧庁舎跡地利用については全員協議会でも説明しておりますが、天王庁舎については更地にすると。それから飯田川庁舎については、市民が活用できるようなものにすると。これについては議会としては大方異論はないという認識であります。昭和庁舎につきましては2つの案を提示しました。これはご承知のように認定こども園、それから事務所的機能をもつということで、時間を要すると言ったのは、自治会長会議で、例えば認定こども園にする際にしても第1条件となるのは保護者の理解です。保護者の理解をどのような形態で調査するかということも今模索中であります。いずれにせよ、長くもしておられないけれども短兵急にもいかないものだと思っていますので、もう少し時間を要するものだと思って、議会には、たびたび3番さんはいい発言といいますか、議会と相談してほしいということで、これからどんどん相談しますので是非検討してくださいと。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） いずれ、この間、市議会報告会の時もそれに関連した意見も伺っておりますし、いずれ時間を要するというふうなことの中でのその時間のかけ方、内容について、もう少し具体的に出していただきたいと私はそのことを要望しておきたいと思えます。

それから、次の旧豊川小学校グラウンドの整備方針、たまたまこれは教育財産から普通財産になって所管替えになって、言ってみれば目的のない土地だということでありますけれども、いずれあのおり非常に広いところですし、全体がもう萱といいますか、葦でもうみすぼらしくなっていると。豊川の中心地で、しかも桜の木もありまして、いずれ本当に荒地になっているというふうなことが現状であります。しかも中心地でありますので、このままでいいのかなというふうなこともあります。最近では公共施設の適正な管理、あるいは余分なものは早く処分するというふうな話もありますけれども、いずれ方向性はきちんとやはり確認しておくべきではないのかなと。野球の方々も何か自分方で草刈りをして整備するから使わせてくれというふうなことも、それは私も伺って



おりますけれども、そのような形では果たしていいのかなど。ですからやはり、いずれいろんな利活用の方針があると思うんですが、あのままでまたお金をかけるということになると大変だろうなということもあるわけですが、いずれ再生エネルギーの例えば活用するとか、いろいろな方法もまず検討してみてください、その荒屋の土地もそのとおりですよ。あの集落の中で草は刈ってもらってるけれども、前2回ぐらい刈っていますが、あの今もぼうぼうたる草花刈っていませんので荒地であります。集落の中にありますので、非常に虫がわくし環境もよくないのではないのかなど。そうするとやはり、そのことよりも早くやはり、太陽光パネルでもそういうふうなことも考えたらどうかなというように感じもします。いずれ当初の計画はそのような計画でありましたけれども、いずれせっきくの、本来であれば都市計画法の34条の11号に該当する土地なんですが、たまたま市が持ってる土地だというふうなことであのとおりになってはいますけれども、やはり市は市としてもやはり土地を有効に活用すると。例えば住宅じゃなくてもほかの使い方もあるんでないかと、私はそんなこともありますので、ひとつそのことについてもまず検討していただきたいなと思います。

何かそれについて、例えば全部公共施設じゃなくて、もっと今の場合は財政投資したほかに利用率とかいろんなことがありますので、何かほかの方に転用すると、あるいは利用するというふうな計画、そういうことは検討されないものでしょうか。その辺のご見解をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 当局、石川市長。

○市長（石川光男） 旧豊川小のグラウンド、あるいは荒屋地区についても、ご提言がありました。太陽光についても事務局内部では話はありました。それで問題は昭和地区が軟弱地盤だということで、早速調査してみます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） いろいろお伺いしましたけれども、ひとつ市の方も、非常に社会情勢やいろいろな環境も変わってきておりますし、大変忙しいところ恐縮ですが、ひとつ以上申し上げましたことにつきましては十分検討されまして、ひとつ実のある計画をひとつ立てると。このたび財務諸表4表についての報告がありましたけれども、財政事情はいずれ担当者が、委託したところの担当者が替わったのかなというぐらい大変厳しい状況になっております。さらに26年・27年を加えますと財政事情はかなり苦しくなるというふうなことも予想されますし、だけれどもやはり市民のためにやっていかな

きゃならないことはやっていかなきゃならないというようなことなので、ひとつ、ただこれからはやはり集中と選択ということが一つの課題になるというふうなことなので、そういう点からも私の何と申しますか希望を申し上げまして質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これをもって3番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

昼食のため、13時30分まで暫時休憩致します。

午後 12時01分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊藤榮悦） 9番西村武議員の発言を許します。9番。

○9番（西村 武） それでは、ただいまより一般質問をさせていただきます。

平成27年第2回定例会において一般質問の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。また、日頃市政発展のためご努力をなされております市当局のご労苦に対しましても、敬意と感謝を申し上げます。

さて私は、先に提出しておりました通告書に基づきまして順次簡潔に質問致しますので、当局の誠意ある答弁を求めます。質問は大きく3点について伺います。1点目は財政問題について、2点目は新庁舎と行政の効率化について、3点目は教育問題について。

それでは、中身に入らせていただきます。

財政問題、本市経済対策についてお尋ねを致します。

平成27年度潟上市一般会計総額は、歳入歳出ともに145億6,400万円で、歳入のうち自主財源は24.9%の36億4,032万8,000円で、また、依存財源は75%の109億2,367万2,000円で、依然として依存財源に大きく頼っている現状だと思います。自主財源の主たる市税では24億7,879万4,000円で、前年度比964万3,000円、0.4%の減で、特に固定資産税等は土地の値下がりや少子化で空き家、持ち主不在の土地等も増加し、このままの状態では市税はますます減収傾向になっていくものと思います。今年度の地方交付税は63億1,313万6,000円で、前年度比で6,565万6,000円の増額となっておりますが、恒久的な見地から減額になっていくものと思います。

本市もこれまで経済対策として、企業誘致等さまざまな対策を講じてきたことは理解できますが、さらに本市資源の活用で地場産業や6次産業の推進を積極的に行い、若い

方々の就労の場の確保が必要不可欠と思います。国が掲げる地方創生、まち・ひと・しごと創生法の具体的な対応としては、それぞれの自治体の方針によることとされております。これらを含め、本市は恒久的経済対策をどのようにお考えなのか、そのご所見を伺います。

2、新庁舎と行政の効率化についてお尋ねを致します。

市民待望の庁舎建設工事は、平成25年9月11日より平成27年3月20日までの工期で工事が進められ、めでたく竣工の運びとなりました。去る4月29日、潟上市制施行10周年記念式典及び新庁舎建設工事竣工式が同時に行われ、まずそのことに対しまして心よりお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

新庁舎は潟上市民のシンボルでもあり、新時代へ対応する住民サービスの拠点となることを心より期待するものであります。合併し10年間は分庁方式で、市民にとっても当局にとっても非効率であった点が多々あったと思います。例えば職員の移動で時間のロスや光熱水費、また地震等災害時の対応にも時間的ロスが多々あったと思います。本庁方式新庁舎は、これらを解消できるものと期待するものです。

以上の点から下記のとおり質問を致します。

(1) 新庁舎と事務用機械の近代化で事務的効率を図ることと、将来的に人口減少も伴い、職員の定数適正化計画をどのようにお考えなのでしょうか。

(2) 新庁舎完成で本庁方式となりましたが、改めてお尋ね致しますが、光熱水費等を含め管理運営面で金銭的にはどのぐらいの違いとなるのでしょうか。

(3) 新庁舎で行政サービスの心得等について、前段も含めまして以上3点についてのご所見を伺います。

3、教育問題について。

給食について。

児童生徒の給食と言えば、全国各市町村が地産地消を推進し、地場産の野菜やお米などを食材として取り入れている市町村が多いと思いますが、全国的に給食の食べ残しが多く、先般、環境省が直接全国各市町村単位で調査した結果が新聞報道されておりました。中身としては、給食の食べ残しは全国平均41%で、特にそのうち野菜が33%であるとのこと。本市児童生徒も例外でないと思いますので、給食の食べ残し実態はどのようなになっているのか、また、これらに対しての指導方法のご所見を伺います。

(2) 児童生徒の通学路についてお尋ねを致します。

児童生徒の通学路確保や点検等については、数年前にも質問した経緯があります。以後、道路標示や立て看板が要所要所に見受けられ、当局の対応が理解できますが、まだまだ車道と通学路が一緒に使用されているところが多く、特に湖岸地区などは路肩の白線、あるいはそういうものが薄く、ないところもあり、速度標識も少ない状態であります。こうした危険と思われるところがまだまだあると思います。いま一度通学路の点検等を行い、必要な対策を講ずるべきと思いますが、これらに対しての教育長のご所見を伺います。

以上1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 9番西村武議員の一般質問の1つ目、「財政問題について」お答えを致します。

本市の財政状況につきましては、市税の平成26年度決算見込額が約25億6,600万円で前年度比約3,700万円の増となりましたが、今後は地方税収が大幅に回復するとは期待できない状況であります。また、地方交付税は約65億4,800万円で、前年度比約5,300万円の減となっています。普通交付税は平成26年度で合併による優遇措置が終了し、平成27年度からは激変緩和措置によって一定の割合で減額され、平成32年度以降は加算がなくなることから、基幹的な歳入である普通交付税は、平成27年度以降、確実に減少していくこととなります。

歳出では、社会保障関係費が引き続き増加することが見込まれることから、市の財政運営は依然として厳しいことが予想されますが、実質公債費比率や将来負担比率といった財政健全化判断比率が改善されてきております。引き続き行政改革に取り組み、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

地方に「しごと」が生まれ、地方へ新しい「ひと」の流れが生じると、その「ひと」が地方で新たな「しごと」を創出する好循環が確立されます。この好循環は、地方における若い世代の結婚・出産・子育てに関する希望がかなう環境を整えることとあわせて、「地方創生」が目指す持続可能なまちへとつながる重要な要素となります。

また、若者の就労の場の確保は非常に重要であり、特に基幹産業である農業の潜在力を発揮させ、循環型の多様な地域社会をつくり出していくことは、今後のまちづくりにおいて大きなウェイトを占めるものと考えております。

そのためには、幅広い業種の人材や資金、技術等を農林水産業に活用して地域ぐるみ

の6次産業化を推進し、農林漁業従事者の所得向上を図るとともに、農・商・工の連携等を活用し、農林水産物や食品のブランド化・高付加価値化の推進を検討していかねればなりません。

こうした短期集中的に取り組むべき施策は、現在策定を進めている「総合戦略」の中で具体的な検討を行うこととなりますが、これに加え、これまで推進してまいりました「企業誘致」や、用地取得や設備投資助成金など本市へ進出した企業への優遇制度、中小企業振興融資保証料補助金、中小企業振興融資制度預託金などによる商工業の振興策を、今後も本市の恒久的な経済対策として継続していかねばならないと考えております。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 一般質問の2つ目、「新庁舎と行政の効率化について」お答え致します。

ご質問の1点目、「事務的効率化及び職員の定数適正化計画について」お答え致します。

職員数につきましては、平成17年3月に策定しました「定員適正化計画」に基づき平成18年度から27年度までの10年間で49人削減し、職員数を291人とする計画に取り組んでまいりました。その結果、平成27年4月1日現在で、計画どおり目標は達成しております。

平成17年3月の定員適正化計画を策定する際は、国が示した集中改革プランに基づき職員数の削減を計画しておりましたが、権限移譲等による自治事務は大幅に増加し、加えて地方創生への取り組みなど、現在、職員の負担が大きくなっております。こうした中であって、合併から10年間、行政機能を振り分ける分庁方式として3庁舎に分かれて業務を行ってまいりましたが、新庁舎へ業務が集約されることを機に市民が利用しやすい庁舎となるように行政組織機構の見直しも行いました。現在の職員数は291人となりましたが、新たな行政サービスの拠点となる新庁舎で本格的に業務を行っていく中で、各部局の実態を十分に把握検証しながら、今後適正な職員数を検討してまいります。

ご質問の2点目、「本庁方式となり、管理運営面での金銭的な違いについて」お答え致します。

ご質問の「光熱水費を含め、管理運営面で金銭的にどのくらいの違いとなるものか」

については、新庁舎経費として、建設当初の試算では電気料が約3,660万円、燃料費、A重油でございますが約260万円、上下水道料が約260万円、総額約4,180万円と見込んでおります。

一方、閉庁しました天王庁舎及び天王第2庁舎の光熱水費は、約440万円の減額を見込んでおります。昭和庁舎、飯田川庁舎につきましては、出張所機能を維持することから、庁舎自体の維持費として若干の減額を見込んでおります。

本庁方式を採用したことによる効果及び庁舎そのものの経費抑制効果についてであります。ご質問にもありました職員の移動については、職員が庁舎間移動に要していた時間を通常事務や市民サービスに向けられることによる効率化は数字であらわすことはできませんが、非常に大きなものと捉えております。また、移動に要した公用車の燃料費につきましても、かなりの抑制が図られるものと考えております。

新庁舎ではほとんどの照明にLEDを採用したほか、共有スペースにつきましては、人感センサーによる照明設備を採用することにより消費電力の抑制を図りました。また、電球等の交換に要する費用についても大幅な減少が見込まれております。

昭和庁舎及び飯田川庁舎の旧庁舎につきましては、出張所以外の部分について照明を消灯するなど、出張所業務に影響が出ない範囲で節電等に努めており、天王庁舎及び天王第2庁舎につきましては、庁舎移転後の整理が終わり次第、電力供給を停止する予定としております。

いずれにしましても、新庁舎の経費につきましては、5月より運用を開始したばかりで具体的な経費の数字はまだお示しできませんが、今後の維持管理費等の実績を踏まえ、新庁舎はもちろんのこと、旧庁舎につきましても経費抑制に努めてまいりたいと考えます。

ご質問の3点目、「新庁舎で行政サービスの心得等について」お答え致します。

新庁舎は、訪れる全ての方が安心して利用できる「わかりやすく親しみやすい庁舎」を基本コンセプトとしています。市民が気持ちよく手続等を済ませられるよう、職員にはこれまで以上に明るく信頼される開かれた市役所づくりに努めるよう、市長から指示されているところであります。「挨拶、返事の励行」「電話対応」「窓口対応」など、管理職が率先して模範を示し、職員の指導に当たるよう今後も徹底してまいります。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 一般質問の3つ目、「教育問題について」お答えします。

ご質問の1点目、「児童生徒の給食の食べ残しとその指導について」お答えします。

議員のご質問にあるとおり、地産地消という観点からも「残さず食べる」という指導が重要と考えております。各校においては、給食時間に栄養士が巡回して盛り付けや食べ方の指導をしたり、強調週間を設けたりするなど、食に親しむ指導の工夫に努めています。昨年度の本市の独自調査では、1カ月の1人当たり残量が約400グラムという結果でありました。これは一定の指導の成果が得られたものと考えます。今後も継続して、「感謝して、バランスよく、残さず食べること」を指導してまいります。

食育の取り組みは、児童生徒の生きる力の育成に欠かせないものであります。市内各小・中学校では「食育指導計画」を作成し、発達段階に応じて各教科等において、地域人材等を活用しながら食育指導を行っております。例えば、小学校低学年であれば生活科でマイ野菜の栽培を、高学年や中学校では家庭科や社会科などで栄養バランスのとれた食事献立の工夫や作物の流通、実際の調理実習等、参加型・体験型の授業を通して指導しております。また、6月は折しも「食育月間」であり、食育集会の実施などを進め、各校の給食通信等を通じて広報に努めているところです。

ご質問の2点目、「児童生徒の通学路の点検について」お答え致します。

通学路の合同点検は、国土交通省、警察庁、文部科学省の通知を受け、平成24年7月に道路管理者、警察、教育委員会の三者により第1回の「通学路緊急合同点検」を実施、その後、毎年行っております。今年度は6月5日に実施しているところであります。その結果を「通学路交通安全プログラム」に記載し、その都度、市のホームページで公表しております。

対策については、それぞれの所管において講ずることとなっております。路肩の白線については、毎年300万円程度の予算で、冬季間の除雪等で薄くなった箇所を引き直しを実施しています。ご指摘の羽立地区の白線は、今回の点検の要対策箇所に該当しておりませんので、次回の合同点検で必要性を検討してまいります。

速度標識については、規制標識であることから公安委員会で設置することになりますが、これも合同点検で必要性を検討してまいります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 9番、再質問ありますか。9番。

○9番（西村 武） ただいま当局から懇切丁寧な答弁をいただきましたが、この市

経済対策からひとつ再質問させていただきますが、まず、これからの時代、少子高齢化、あるいは人口減少、そういうことからして相続の放棄、いろいろな問題が山積してきます。そういう中でやはり何といても経済対策というのは、最重要課題でないかなと私はこのように思います。例えば就労人口の減少、あるいは、そういうことから市税の落ち込みというのは恒久的にこれは避けて通れない、今からでも早急に手を打っていかないと大変なことになっていくのではないかなと思います。この市税が減少致しますと何が一番影響あるかという、要するに市民が生活に密着したところの市単独事業ですね、そういうものに大きな影響を及ぼしていくものではないかなと思いますので、その点のところを市長からもう一度答弁いただきたいと思います。それが1点目と。

先ほど市長から企業誘致のお話、ご答弁もありましたが、なかなか企業誘致というのがそう簡単にいかないことは承知しておりますが、やはり創意工夫ですね、そういうものをして、まず市民全体がかかわるようにしてこれからのそういう職場の確保というようなことの方策が必要ではないかなと思います。

先般、魁新聞等で、ある市の企業誘致というようなことで情報提供、そういうサポーターを求めておる新聞記事を見ました。そういう中では、例えば既存企業、あるいは誘致企業、そういうものの情報をどんどん市民も参画して、していただきたいと、情報を提供していただきたいと、そういう成功、そこでは例えば成功すると1人に幾らかという報酬等のそういうことまで紹介されておりましたので、本市もやはりこれからの経済対策と致しまして、やはりそういういろいろな方策を創意工夫しながら講じていくべきでないかなと思います。その点についても市長からひとつご答弁をいただければありがたいです。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 9番さんの再質問にお答えします。

人材対策、要するに人口減少対策は、これからのまちづくりの根本となるものがあります。その中に人材育成というのも当然大きなウエイトを占めるということで、企業誘致にも言及しましたけれども、企業誘致についても既存の企業、あるいは誘致企業も含めて年間1回か2回か、その会社の代表者たちからお集まりをいただいて、これは別の組織になってますが勉強会、あるいはそういうような研修を行っているところでございます。今後も続けてまいりたいと。



企業誘致については、県ではもう航空関係の企業に一番力を入れて、これからの航空産業はもう大ばけする可能性があるとも言われているので、私たちも、まだ名前とかそういうやつは言いませんが、そういうようなところにチャレンジしているというところでございます。

いずれにせよ人材育成のための創意工夫というのは、我々も一生懸命知恵を絞りながら今後とも継続的に努力していかなければならないし、実行していかなければならないと思っています。

○議長（伊藤榮悦） 9番。

○9番（西村 武） 今、市長から再答弁をいただきまして理解を致しましたので、次の2の質問に入らせていただきます。

新庁舎と行政の効率化というようなことで、この庁舎、近代設備です。そしてまた、これからの事務用機というのもまた近代化されておりますので、当然、行政の近代化でその効率が図られていくものと思います。そういう中で先ほど総務部長からも答弁いただきましたが、現行の定数は、この17年から27年で、この10年間、343人の定数を291人にまず縮小したというようなことだけれども、今後、今までそういう無駄があったので、さらに定数の適正化が図られていくものではないかなと思います。その中で、例えば国・県からの権限移譲で職員がその対応に追われるというようなことだと思えますけれども、分庁方式の時と違いましてやはり行政の効率化が図られるものではないかなと思いますので、今後ともそういう定数を適切に決めていただきますように、そういうことを市民とともに、無理無駄のない、そういう行政運営を求めたいと思います。このことについて、いま一度、総務部長からご答弁をいただければと思います。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 答弁する前に、無駄があったから49人減らしたということではないですから、それで10年間にわたって定員適正化計画に基づいて削減してきているわけですが、私は時々矛盾を感じます。ということは、職員数が国の定員管理要綱に基づいて減らしていく。だけれども我々地方では仕事はどんどんどんどん増えてくるということで、今まで仮に退職者が10人おると、最低でも五、六人は採用しなければ人事のバランスがゆがんでくるというような感じで、しからば10人辞めたから10人採用するというわけにもいかないということも含めながら、悩ましい話で

ございますが、いずれにせよ、それこそ無駄というものは一つでも少なくしていくような人員管理も含めてやっていくということです。

○議長（伊藤榮悦） 9 番。

○9 番（西村 武） それでは、（2）の本庁方式と分庁方式につきましては、管理面でそういう今違いがあるということで実際4,180万円の違いがありますけれども、そういう中でまず諸々かかるものはありますけれども、実績がスタートしたばかりなのではっきりした実績はつくれないというようなことなので、これはこれでもまず効率的な行政をしていただきたいというようなことで、この質問は終わらせていただきます。

次に、3番の行政サービスの心得等につきましては、近代的この新庁舎に入った職員の皆さん、大変私から見るとすごく立派にやる気があるんだと感じますので、どうかひとつ市民の期待に合うようにひとつ頑張ってくださいとお願いをして、この新庁舎と行政の効率化につきましては、これ終わらせていただきます。

次に、教育問題について、まず給食の方につきましては先ほど教育長からご答弁をいただきました。この潟上市は栄養士が巡回して、その給食の食べ方の指導等を徹底して行うというようなことで、天王小学校の場合は400グラムぐらいの平均した食べ残しがあるということでございますけれども、実際パーセントに直しますとどのぐらいになるものか、その辺のところと、実際の食材の、どこの県、市町村も地産地消を推進しておりますので、その辺のところはどのようになっているものかひとつお答えをいただきたいと思えます。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 残量の400グラムに対してのパーセンテージのことですが、市の学校の全体的なグラムでございまして、ちょっと今パーセンテージ手元に持ってないので、大変恐縮ですが後ほどにしたいと思います。

それから、食育の、すいません、質問ちょっと今、ほかのことやってまして、食育の。

○9 番（西村 武） 地産地消について。

○教育長（肥田野耕二） 地産地消については、常に栄養士を通して確実に地産地消を盛り上げていってほしいということの願いは常々出しておりますが、その地産地消といっても市内の中の野菜やら、そういうふうな時期的な問題とか、あるい

はまた米についてはJ Aを通しながら地産として入れておりますが、以外の野菜等については、その時期に応じた量を確保できるもの、できないものもありますが、そこら辺を勘案しながら進めているところでございます。

給食の全体の量そのものの測定をしていないということで、今、メモ用紙入りまして、先のパーセンテージですが、全体の量が測定していないということから今パーセント的には出てこないということですので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 9 番。

○9 番（西村 武） 給食につきましては、これはできるだけ地産地消を推進していただきたい、こういうことでこの給食の問題については終わります。

次に、通学路の点についてですけれども、私は湖岸地区ですけれども、湖岸地区の方にはやはり道路標識、速度標識ですね、そういうものも少なく、湖岸地区から約3キロぐらいですね、これは毎日車道・歩道区別なく歩いているわけですよ。そういうところが潟上市では多々あると思いますけれども、そういうところを、まず転ばぬ先の杖ですから、これはせめて白線ぐらいは毎年きれいに引いてあげて、やはり子どもを事故から守るんだということを徹底していただきたいと思います。まず、今年の湖岸地区の方のその道路の白線、今年は点検には入っていなかったということですが、まずその辺のところの理由は何でしょうか。やはり徹底的に、親としてですね、そういう保護者としては大変心配しておりますので、この間も、これは羽立地区の一例ですけれども防雪柵に車が衝突したと。これは通学路になってますけれども、ですからそういうきちっとした速度制限と白線、そういうものをきちっとしていただきたいと思いますので、いま一度答弁願います。

○議長（伊藤榮悦） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 9 番西村議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に白線の件でございますけれども、白線そのものに関しましては、最初の答弁にもございましたとおり、まず除雪等で薄くなったところを中心にやっております、今までは。それで大体、大体というわけでないですけど、年、道路延長にして約900メートル、直線に直しますと1,800メートル程度、白線できるような予算を計上して毎年白線を引いているということでございます。それで羽立地区に関しまして現在白線が薄いと。それと、ないところもあるということでございます。

それで合同点検は学校関係者、警察関係、それと道路管理者、三者で一緒に立ち会って、まず学校区単位で危険なところを調査して、ここにこういった対策をしようというようなことを検討してまいっております。その中で今年度に関しまして、羽立地区に関してはそこがまずそういった指摘がなかったということでございましたけれども、答弁にもありましてとおり今年は平成27年6月にそのパトロールを実施しております。来年度も同一のパトロールが継続していくことから、来年度こういったご指摘があったということを下地として、いま一度調査して対応していきたいと考えております。

それと標識の件でございますが、標識の件に関しましては、県並びに五城目署の公安委員会の方でそういうふうな設置に関しては担当しております。これに関しましても、いま一度現地を確認して公安委員会の方に要望していきたいと思っておりますので、宜しくご理解のほどお願いします。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 9番。

○9番（西村 武） 教育長に対して、教育長、やはり白線だけは、通学路の白線です。車道・歩道区別がないんですよ。ですからやはり白線だけはきちっと引いて、やはり今の湖岸地区全体がそういう状況ですので、ひとつ点検していただきたい。ここをお願いをして質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） 要望ですね。

○9番（西村 武） はい。

○議長（伊藤榮悦） これをもって9番西村 武議員の質問を終わります。

次に、17番伊藤正吉議員の発言を許します。17番。

○17番（伊藤正吉） 私からは、ひとつ、自治会が利用する集会所等の管理・運営についてと、中学生の自転車通学者に自転車保険料の助成についての2点について、通告順に従い質問致しますので宜しくお願いしたいと思います。

まず1点目の自治会が利用する集会所等の管理・運営についてであります。

自治会が利用している施設として、公民館、児童館、ことぶき荘、集会所、自治会館、センター等の名称があります。これらの施設は、国・県・法人等の補助金で建設されたもの、旧町または市単独での建設、旧町で一部助成し建設したもの、町内会独自で建設されたものなど、形態はさまざまであると思っております。また、これらの施設は自治会の総

会・役員会・行事・育成会等の使用がほとんどと思います。

しかし、市の所有の施設、それ以外の施設の維持管理の運営費については、まちまちであります。市所有の施設であれば光熱水費等は市で負担し、市所有以外であれば助成金という形となっておりますが、鍵の管理等の管理人を置いている施設もございます。

そこでお伺いします。

1つ目として、自治会で使用している市所有の施設と市所有以外の施設の管理・運営の基準はどうなっているのか。

2つ目として、修理・修繕についての基準はどうなっているのか。

3つ目として、合併から丸10年を経過し、管理・運営について統一する考えがないかお伺いします。

2点目として、中学生の自転車通学者に自転車保険料の助成についてであります。

毎年、交通事故の約20%前後が自転車による事故であるとされております。自転車で危険な乗り方をした運転者に安全講習を義務づける制度が、この6月1日より全国で始まりました。改正道路交通法の施行令で、信号無視、進行禁止違反、路側帯での歩行者妨害など14項目の悪質運転危険行為を指定し、14歳以上で3年以内に2回以上摘発された運転者が講習の対象となっております。この制度は、自転車が歩行者にぶつかるなどして、運転者が加害者になる深刻な事故を防ぐのが狙いであります。全国的には運転をめぐり高額賠償を命じる判決も出ており、神戸地裁は2013年7月、自転車に乗った小学生が60代の女性をはね、重い後遺症を負わせたとして、小学生の保護者に約9,500万円の賠償を命じた例もあります。このように被害者はもちろん精神的・身体的な苦痛を伴います。また加害者も精神的や金銭面において苦痛を伴います。

このような状況を踏まえ、毎日通学のため自転車を利用している中学生に対しての方策として、次の2点について質問致します。

1つ目として、自転車通学へのマナー教室等の開催についてはどのような形で行っているのか、お伺いします。

2つ目として、自転車事故の対策として事故に備えるための保険があります。月額約400円から500円ぐらいの保険料があります。通学時に万が一の事故があった場合、保険の加入が助けになると思います。子育て世代の保護者負担の軽減を図るため、保険料の半額を助成することにより事故補償の手助けになると考えます。中学生の自転車通学者全員に保険加入をし、自転車保険料の半額助成を提案したいと思いますが、当局の考え

をお伺いします。

以上の2点でございます。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 17番伊藤正吉議員の一般質問の1つ目、「自治会が利用する集会所等の管理・運営について」お答え致します。

はじめに、1点目の「自治会で使用している市所有の施設と市所有以外の施設の管理・運営の基準について」と、2点目の「修理・修繕についての基準について」は、関連しておりますので一括してお答え致します。

市では平成21年7月に公共集会施設検討委員会を設置し、公共集会施設の管理体制見直しを協議し基本方針を策定しております。この基本方針では、1つ目として、維持管理費の負担について、広域的に利用されている施設や規模が大きく維持管理費が多額な施設等については、市が直接管理を行うこととし、単一自治会が主として利用する施設については、電気料・上下水道料・火災保険料等を市が負担し、自治会が消耗品・燃料費を負担すること。2つ目として、施設の修繕については、1件5万円未満の軽微な修繕については自治会が負担し、5万円以上の大規模な修繕については基本的に市が行うこと。3つ目として、維持管理に対する助成金は施設の規模や附属施設等を考慮するとともに、同規模な施設で差異がないように留意することとしております。

この基本方針に基づいて、平成22年1月から平成23年11月まで、天王・昭和・飯田川の各自治会をはじめとして自治会長連絡協議会及び自治会長連合会で説明会を開催し、協議をしております。その結果、管理体制の見直しにつきましては平成24年度から段階的に実施しており、天王地区と昭和地区につきましては、平成26年度には激変緩和期間を終了し、基本方針に基づいて統一されております。また、飯田川地区の集会所につきましては、市所有施設ではないため維持管理費を市が直接支払うことができず、施設を所有している自治会に対しまして、光熱水費等相当分を集会施設管理運営費等助成金として交付しております。また、大規模な修繕についても計画的に、集会施設管理運営費等助成金として交付しております。

3点目、「合併から丸10年を経過し、管理・運営について統一する考えがないかについて」お答え致します。

自治会が利用している施設の管理・運営につきましては、市所有の施設であっても、地元自治会の実情に合わせて一番使いやすいようにしていただきたいと考えております。

このため、鍵の管理や管理人の有無等も含めて自治会ごとにばらつきがあります。これについては、市としては地元の考えを最優先にしておりますので、統一する考えはございません。

また、管理・運営費や修繕料の負担につきましては、飯田川地区に対しては補助金という形で市が負担しておりますが、実態を把握した上で適切に対応してまいりたいと考えております。

今後の施設のあり方につきましては、公共施設等の老朽化と人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想される中で、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う必要があります、国が策定を要請している「公共施設等総合管理計画」の策定作業の中でさらに検討してまいりたいと考えておりますので、宜しくご理解願いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 一般質問の2つ目、「中学生の自転車通学者に自転車保険料の助成について」お答えします。

ご質問の1点目、「自転車通学のマナー教室等の開催について」であります。市内の小・中学校においては、4月の交通安全運動週間期間、警察署や学校安全ボランティア等と連携して、発達段階に応じた交通安全教室を実施しております。自転車の乗り方については小学校の高学年で、実際に自転車に乗って校地内や学校周辺の道路での実地学習を行います。中学校では、入学後の通学に自転車を使用することについては、点検した自転車であること、入学後の自転車教室を受けることを必須条件とし、入学前の説明会で周知しております。また、年度当初のみならず、自転車の乗り方について危険への対処の仕方を繰り返し指導し、事故の未然防止に努めているところです。

ご質問の2点目、「自転車事故の対策の1つとして事故に備えるための保険の半額助成について」であります。自転車通学の際の災害に対応する保障としては、児童生徒全員が加入している日本スポーツ振興センターの保障、年1回の自転車安全点検を受けることによる保障、そして任意の民間の保険、この3つの保障があります。

議員のご質問にあるとおり、法改正に伴う責任に対しての指導や負担増への対応策を講ずる重要性は、ますます増大していると認識しております。日本スポーツ振興センター掛け金については市が約半分助成しておりますが、今後は自転車点検の義務づけを明確にし、安全に関する保護者の責任のもとに自己管理を呼びかけるとともに、民間の

任意保険への加入義務づけや補助等については学校等と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 17番、再質問ありますか。17番。

○17番（伊藤正吉） まず1点目の自治会が利用する集会所等の管理・運営についてでありますけれども、市所有の施設と市所有以外の管理・運営については、平成21年から26年までかけて、できるだけ差異のないように調整していることがわかりました。前は市所有以外の管理・運営については、自前で負担するのが当たり前のことと思っておりましたので、数年かけてこれが調整されたということはよかったですと思います。

また、統一の件については、市所有以外の場合は財産の寄附行為等、いろんなさまざまな問題もありますので難しい面もあると思えますけれども、今後も管理・運営については死守しながら、差異のないように自治会の支援をお願いしたいと思えます。要望です。

2つ目の中学生の自転車通学者に自転車保険料の助成についてでありますけれども、昔はもともと自転車は日本でも車道を走るのが当たり前でしたけれども、昭和40年代になってから車が増加し、車と自転車の事故が増加したことによって歩道の通行が認められました。その結果、今度は歩行者と自転車の事故が多くなってきております。ちなみに平成13年から平成23年の10年間に、自転車と歩行者の事故が約1.6倍に増えております。自転車で事故を起こして他人にけがを負わせたり、財産を壊すような損害を与えるなどして加害者になれば、先ほども言ったように高額な損害賠償を請求されることもあります。このように自転車事故のリスクに備えて、リスクとして加害者として責任を負われる場合とか被害者となる場合がありますので、そういったことに備えて保険に加入しておくことがとても大切なことと思えます。保険も安いのものであれば260円から月額入れるものもありますけれども、さまざまありますので、是非ともこのように事故、万が一事故を起こした場合、保護者の負担が相当高くなるケースがたくさんございますので、是非とも任意加入の補助を助成してお願いしたいなと思っております。

自転車買う時は、TSマーク、保険ということで自転車の買ったところの整備士が自転車を点検整備して、確認された自転車についてはそれぞれ保険に加入されて、



これについても青色とか赤色によってその保障が違いますけども、いろいろありますけども、この場合については保険料の、保障額が相当安いものになっておりますので、是非ともその任意保険の加入について半額ぐらい助成すれば保護者の負担も少なくなるので、是非ともこの後も検討してお願いしたいと思っておりますので、その点についてもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） ただいまの自転車保険についてでございますが、あくまでも民間の部分の保険の加入につきましては、先ほどTS青色マーク、あるいはTSの赤色のマークという保険があります。そういう種類の中で、先ほど最後の方で申し上げましたが民間の任意保険の加入義務補助等について、学校とよく協議したいという話の内容としては、赤、いわゆるTSマークの赤の年間1,500円、こちらの額があります。ただし見舞金程度のような額でございまして、保障額は青の場合は30万円ですけれども赤の方は100万円なんですね。先ほどの大きな事故になった場合、それで伴うかということ、なかなかそうなると保険の額は大きくなっていくということでございますので、今のところはスポーツ振興センターの保障の制度の中で半額を助成していると。以外の任意については、それぞれ学校を通して今後保護者との相談になっていくということになります。

最近の事故としてはあまりほとんどないわけですが、単独事故というのが結構あるようですが、それはこちらにまた報告されるということは、するということまではありません。そういう意味では、意外に都会とかああいう場所に大きな事故があるというようなことが言えるようです。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 17番。

○17番（伊藤正吉） 大体わかりました。まず前向きにこの後検討していただきたいということを要望しまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） これをもって17番伊藤正吉議員の質問を終わります。

次に、6番藤原幸雄議員の発言を許します。6番。

○6番（藤原幸雄） 今般6月議会に際しまして市民待望の新庁舎において一般質問の機会をできましたことは、まさに感無量の感じでございます。市当局におかれま

しては6月定例議会の準備等で大変お忙しいかと思いますが、ひとつ私から次の3点について簡単に質問しますので、宜しくお願いを申し上げたいと存じます。

質問の第1点目は、平成30年度以降の水稲作物の方策について、2番目は、ふるさと納税について、3番目は、保育士の確保についてでございます。

それでは、順次質問を致します。

平成30年度以降の水稲作物についてでございます。

需要と供給のバランスといえども、平成26年度産米は60キロ当たり3,000円という大幅な下落により、農家経営は成り立たなくなるようで大変心配を致しておるところでございます。言うまでもなく本市の基幹産業は農業で、主たる作物は水稲作物であります。幾ら大規模といっても、限度があります。

平成30年になれば産地間競争がさらに激しくなり、かなりの心構えが必要かと思われるが、市として特別な方策を考えているのかお伺いを致すものでございます。

今後は、さらに大規模化・複合化を推奨するものと思われるが、国・県は無駄を省き、効率化の推進に努めるよう指導しております。本市では現在、直播栽培を推奨し、今までどおり奨励金を出し、指導者の応援を得ながらもっと拡大をし、農業経営者の経費節減を図るべきだと思うが、市当局のご所見をお伺いするものでございます。

全県的にもかなり普及しているようでございますが、3年後を見据え対応されるように切に望みますが、ご所見をお伺いします。

生産費は年々アップしても安くなることはなく、さらに農業の経営も厳しくなります。経営者も高齢化をしています。そのことも踏まえ、力強くご答弁をご期待するものでございます。

次に、ふるさと納税でございますが、このことにつきましては市長より詳しく行政報告で申し述べておりますが、あえて付け加えさせていただきます。

去る5月4日の魁新報によると、ふるさと納税制度が掲載されていましたが、潟上市は26件で707万円と記されておりました。「国は本年度、税制を改正して寄附の活性化を図る」と表明しました。本市でも返礼の際には、かなりの特産品があります。今後、ふるさと会等にこの制度をもっともっとPRをすることによりまして、まだまだ納税されるでしょう。このことによって一挙両得になるものと思います。今後の対応についてお伺いするものでございます。

ふるさとへの愛着心も湧いてくるかと思えます。商工会でも5年ほど前から「あきた

愛しやの郷づくり事業」を企画提案型の事業として実施し、一定の成果を上げてきました。その中で、お酒、佃煮、北限のとらふぐ、きりたんぼセット、お米の「あきたこまち」などの詰め合わせ等をお送りすることによって、地元潟上のPRにもつながるかと思えます。さらにまた納税者が広がることと思えますが、本市には食菜館くららがあり、さらには本市で多くの業者がおりますので、これらとも提携をしながらこの制度をさらに生かし最大限努力していただきたいが、ポイント制度を導入して寄附額に応じてポイントを付与し、地元特産品と交換をしながら成果を上げているところもあるようですが、今後の具体的な内容についてお伺いします。

次に、保育士の確保についてでございます。

本市の幼稚園・保育園の完備はかなり行き届いていると言われているが、その上に幼保一体化も進んでおります。保護者から大変喜ばれてはいるが、さらに保護者の意向も踏まえ、一層の近代化を図る必要があると思えます。

さて、施設の受け入れ能力はあるものの、保育士が不足して入園させることはなかなかできないと断られたケースも若干あるように伺いました。本市でも人口がやや減少にある中で、これもまた人口減少対策の一環と考えています。市では保育士確保のためOBにもお願いし対応しているようで、まさに苦肉の策でご努力されているようでありますが、一刻も早く確保され保護者のニーズに応えていただきたいが、いつ頃解決されるのかお伺いするものでございます。このことが是正されることにより、産み育てやすい環境づくりになると思えます。家庭保育といっても、高齢化になって容易でないとされておりまして。このたび本市でも若干保育士を募集しているが、今後の見通しについてお伺いします。

以上、1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 6番藤原幸雄議員の一般質問の1つ目、「平成30年度以降の水稻作物の方策について」お答え致します。

まず農政に関しまして、国においては10年先を見通した、農政の指針となる「新たな食料・農業・農村基本計画」を閣議決定致しました。施策推進の基本的な視点と致しましては、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として、食料・農業・農村施策の改革を推進するものとなってございます。今後は国から発信される情報等に注意しながら、市の農

業振興等を図っていく必要があると認識しているところでございます。

ご質問の1点目、市としての「特別な方策について」申し上げます。

米の産地間競争については、藤原議員のご指摘のとおり、平成30年度以降には現在よりも厳しくなることが予想されます。国は平成30年度に向けた生産調整の廃止についての細かい情報をまだ発信しておりませんが、今後も水田活用等に関する助成制度などは形を変えて残るものと思われております。現在の段階では市としての特別な方策というものは特に考えてはございませんが、米の生産にかかる助成制度等にかかわらず国からの農業関係全体の情報発信に注視しながら、農業者に不利益を生じないように、県及び農業者・JA等関係団体と連携を図りながら対処してまいります。

2点目の「水稻直播栽培の奨励と拡大について」申し上げます。

農業者のリタイヤによる農地の改廃を防ぐために、国では昨年度より農地中間管理事業の推進による担い手農業者に対し農地の集積を図っているところであり、本市でも同様の施策を進めております。このような農業施策の展開により担い手農業者の経営規模は年々拡大していき、春作業などの遅れが目立つようになってきたことを受け、市では昨年度より市単独事業として水稻直播条件整備事業を立ち上げ推進しているところでございます。

この事業は省力・低コスト生産の中核をなす技術である、水稻直播栽培の普及拡大を推進していくため、水稻直播用機械の導入に対する助成事業となっております。昨年度と本年度で2件の実績ではございますが、この事業は水稻栽培におけるコスト削減には大変有効であることから、今後も規模拡大を目指す担い手農業者等に対し必要な事業と認識しております。

加えて、先を見据えた農業情勢に対応できるよう、潟上農業生産力向上事業を市単独事業として平成22年度よりスタートさせております。この事業は、複合経営の生産体制の強化及び農業経営の安定を図るために必要な機械及び施設等に対する助成事業でございます。今後もこれら助成事業を活用していただき、農業経営の維持・向上及び新規就農者の育成など、潟上市の基幹産業である農業の発展に支援してまいりたいと考えております。

また、農業者の高齢化・担い手不足等の進行に伴い、全国的に集落機能の低下などが問題となっております。現在、市の認定農業者は218名を数えておりますが、今後は高齢化等により認定農業者の減少が危惧されていることから、「日本型直接支払制度」、

いわゆる多面的機能支払交付金事業をきっかけとして地域の担い手の確保育成、集落営農組織の法人化の推進を関係機関と一体となって支援していきたいと考えております。

1点目について以上です。

○議長（伊藤栄悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 一般質問の2つ目、「ふるさと納税について」お答え致します。

これまで本市での寄附金募集は、ホームページのほか、主に首都圏で開催されるふるさと会の総会時にチラシを配付し制度の利用を呼びかけるなど、どちらかといえば本市出身者をターゲットとしておりました。しかし、本年4月の税制改正により、ふるさと納税による個人住民税の控除限度額が引き上げられ、確定申告の手続の簡素化が図られるなど広く寄附しやすい環境整備がなされたことから、本市でもこれを市の特産物の販路を拡大し地域経済への波及・活性化を図る好機と捉え、4月からインターネットのふるさと納税専門サイトに登録し、広く寄附を募っております。

また、昨年度までは返礼品として、主に商工会の「ふるさと便」を利用しておりましたが、近年は返礼品欲しさに寄附する傾向が強いため、品数を増やすことも重要な要素となっており、市では今回の税制改正を好機と捉え、昨年度において市商工会の職員を交え、返礼品の拡充に向けた協議を重ねてまいりました。その結果、「ふるさと便」の利用を発展的に終了する形で現在の方法を取ることとし、今年2月に市広報とホームページで市内の返礼品提供業者を公募しております。4月の運用開始時には「食菜館くらら」を含む市内8社から24品の応募があり、これに連動し、寄附申込件数・金額ともに大きく伸びております。また、返礼品を気に入って再度寄附をしていただいた方、いわゆるリピーターの方も既にあらわれております。

本市ではこの4月から積極的活動を開始したばかりであり、当面は返礼品の充実とともに、本市にゆかりのある方々へのPRを継続してまいりたいと考えております。

議員からご提案をいただきましたポイント制の導入につきましては、今後の課題として検討させていただきます。

なお、総務省自治税務局通知及び総務大臣通知により、改めて寄附金の募集に際し、対価の提供との誤解を招きかねない行為や、寄附額に対し返礼割合の高い品を贈ることなどを自粛することと、返礼品を受け取った方の当該経済的利益については一時所得に当たることに留意するよう、通知があったところでもあります。

本市としましては、ふるさと納税の趣旨を踏まえ、今後も適切にPR・募集を行って

まいります。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 一般質問の3つ目、「保育士の確保について」お答え致します。

潟上市では9園の幼児教育施設があり、若竹幼児教育センター、昭和中央保育園、出戸こども園の3園が認定こども園となっております。

今年度4月時点で、施設に受け入れ能力があっても保育士不足のため入園させることができない園が3園ありました。これにつきましては、今後も非常勤職員の待遇改善を図るなどしながら、随時募集を行い、保育士の確保に努め、少しでも多くの受け入れができるよう努力してまいりたいと思っております。

また、いつ頃解決されるか、今後の見通しにつきましては、保育士不足は全国的な問題でもあり、募集してもなかなか応募がない状況であり、今後も広報等の募集のほか、各園の保育士からの情報などを得ながら粘り強く確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 6番、再質問ありますか。6番。

○6番（藤原幸雄） ただいま大変懇切丁寧なるご答弁をいただきました。その中で農業問題でございますけれども、先ほど私が申し上げましたように潟上市の基幹産業は言うまでもなく農業、とりわけ水稲作物でございます。そういうことからして、年々再々といえますか、平成30年になりますと、これ以上にまだまだ厳しくなると。あわせて、もしTPPがさらに進むことになれば、それ以上に厳しさが予想されるわけでございまして、そういう中で本市と致しましては大変よく前を見据えた考えの中でご指導しているということに対しまして、この場をお借りし敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

私も所管に入ってる産業建設の委員でございますけれども、最近では特に農業経営者が少ないと。いわゆるだんだんと大型化していかないと、なかなか容易でない。いわゆる何といえますか、集積化しないとなかなか間に合わないということで、そういうことでこれをもっともっと、やはりこれに対して意を用いていかなければならないなということとは私も新聞等で認識しておりますので、よくわかりますけれども、先ほど説明の中で、いわゆる例えば直播栽培ですね、これをもっと幅広くと言いましたけれども、今のところ2件ぐらいしかないと。向こう3年ぐらいにまだまだ、よいとなればですね、

この拡販をもっともっと前に進めるべきだなと思いますが、このことについてまずお伺いします。

○議長（伊藤榮悦） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 藤原議員のご質問にお答え致します。

水稲直播事業の促進をもっと強力に進めるべきではないかというご質問でございます。先ほど最初の答弁でも申し上げましたが、この水稲直播事業に関しましては26年度に1組合といいますか1集団、水稲直播を行った面積が約7万9,000㎡となっております。それが平成27年度、今年度は1名の方がこの事業をご利用なさっておりまして、約2万㎡ということで、まだ1組織1名の方しか利用しておりませんが、これに関しましては先ほども申し上げましたが省力化が非常に、今後大規模になっていく上で大事な要素になるということで、市としましても強力に拡大していきたいと思っております。今のところ情報ではございますが、来年度も約1名の方が取りかかりたいという希望を持っているというような情報が入ってきておりますので、今後もそのネットワークを広くとって、そういった方を希望する方がいらっしゃいましたら市として強力に助成していきたいと思っておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 6番。

○6番（藤原幸雄） 大変前向きなご答弁でございましたが、向こう3年まで、言うまでもなく3カ年でございます。その中で、また1集団といいますか増えるということでございますけれども、この直播栽培のネックになっているのは、私ども昭和30年代、いわゆる在籍している時にこのいわゆる直播栽培が普及されておりましたけれども、非常にこれは難しいと言われておりました。その当時はかなり難しかったけれども、かなり改善されたと言いましたが、大瀧村では最初は直播栽培でなければ入植させませんということまで非常に厳しく当たられましたが、その後、何と考へてもこれはだめだということで、今の機械で植えても結構だよということでやった経緯もございますけれども、最近ではかなりかなり全県的にも進んでいるということでございます。

そういうことでまだまだあまり進んでいない理由は、いわゆる何と申しますか、やはり直播の機械に若干補助等もしておりますけれども、農業者に対しまして農業の専門家、例えば農業試験場あたりから、一般の指導者を頼めばお金が非常に高いので、農業試験場などにもお願ひをして、農業者に例えば冬期間でも、冬期間ってばちょっと遅いかわ

からないけれども、もっともつこの指導を深める必要があるかと思いますが、この点について将来的なことも踏まえながらどのようなお考えですか、お伺いします。

○議長（伊藤榮悦） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 6番藤原議員の質問にお答え致します。

この水稻の直播事業の推進のために、もう少しもっと拡大していくための方策と致しまして何があるかということでございますが、やはり水稻直播、過去にやられた方で今やってない方のお話をお伺いしますと、やはり過去に失敗してるということがあって、今この新たに進めてる取り組みにはちょっと様子見をしているという方がいるというふうな情報も聞こえてまいっております。それで今現在行っている方にお話を聞きますと、コーティング技術も進み、結構直播、田植え、種を植える機械も効率よく収穫ができるように工夫されているということで、どちらがコスト安くなるかということを見極めている状態だということでございます。

それと農閑期を利用した指導体制を確立できないかというお答えにつきましては、農業試験場の方の情報は得ておりませんが、JAの方でも直播事業を進めているということで、その営農指導の担当者の方からはその直播事業の指導を受けることが可能ということになっております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 6番。

○6番（藤原幸雄） 今、直播のことについて大変詳しく申し上げられましたが、この一番難点は田んぼの高低の問題、これがあまり高低があれば水がいっぱい浸水になると、あるいは埋めたりすれば鳥等に食べさせなければならないという、そういうその難点もございすけども、ここら辺の指導等も当然先ほど言いましたようにJAの方でも対応されるかと思いますが、まだまだやはりこの普及のために年に一、二件じゃなくて、もっとできれば、少なくとも農家経営の10%ぐらいまで押し上げていただければ大変ありがたいと思いますが、いま一度この点につきましてひとつ、前向きなご検討をされておると思いますが、ひとつこの点につきましてもJAともよく相談をして対応されるべきだと思いますが、いま一度お伺いします。

○議長（伊藤榮悦） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 6番藤原幸雄議員の質問にお答えします。

おっしゃることは十分私どもも理解できます。これからも農業者と十分に話し合い、



よりよい農業生産が得られるよう私どもも普及推進に努めてまいりたいと思いますので、宜しくご理解のほどをお願い致します。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 6番。

○6番（藤原幸雄） 1番の問題は納得しました。

次に、2番目のふるさと納税制度でございます。先ほど総務部長から縷々説明をいただきました。さらには先般、市長の行政報告にもございましたけれども、特別控除額の上限が個人住民税の1割から2割に拡充されたということと、確定申告の必要がないと、いわゆる給与所得者等の場合、寄附額が5団体まで確定申告が不要となる等々の利点があるということで、今非常にこの点につきましては納税者からも喜ばれて、まだまだこの点について増えるかと思いますが、先ほど、ある市の名前は述べませんが、わかると思います。それで、今回ですね、今年いわゆるポイント制度をやって、非常に行政効果を得ているということでございますが、先ほどのご答弁にもございましたけれども、今後もその点につきまして検討し、前向きに検討するということでございましたけれども、今年とは別としても来年、あるいは再来年以降を考えていますか。そういう先んじた考えがもしあったらひとつお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 6番藤原議員にお答え致します。

ふるさと納税につきましては、当初を遥かに上回る寄附者が大幅に増えまして、その返礼品の補正予算をお願いしたところでございますが、まずは先ほども回答致しましたが4月から開始したばかりでありますし、当面は返礼品の充実・開発、そういったものに力を注ぎ、今まで行ってまいりました本市にゆかりのある方々へのPRを継続してまいりたいというふうに考えております。

それから、議員ご提案のポイント制の導入につきましては、全国的には例がございますので、そういったものも今後研究・検討してまいりたいと考えます。

○議長（伊藤榮悦） 6番。

○6番（藤原幸雄） ふるさと納税のいわゆるポイント制度につきまして、藤原総務部長から全国的にもこのようなケースがあるということで非常に前向きに検討したいということでございますので、この点につきましてももっと、もっとと言えはちょっと欲だけれども、前向きに検討して、ふるさと納税を大いにしていただくことを願うばかりでござ

ございます。

その2番目も納得しましたので、次に3番目の保育士の確保につきましてお伺いします。

先ほど、いつ頃までにこの保育士の確保が何といたしますか、募集をかけておりますけれども、私ども市民といいますか利用者からの要望に十分応えられるのかと言いましたけれども、なかなか今のところは見通しが十分立っていないというようなことでございますけれども、当局といたしましては一生懸命募集等につきまして頑張っていることとは思いますが、一方、この保護者といいますか施設を利用したいという方々の保護者の意向も踏まえれば、一刻も早くという方もあろうかと思っております。先ほども申し上げましたように人口減少対策のこれもまた一環かと思っております。いわゆる働いて産み育てやすいような環境づくりにひとつ一役買っていただくのが市当局の役目でございますので、この点につきましても再々募集でもいいから私はかけるべきだと思っておりますが、この点につきまして教育長のご所見をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 再質問にお答えします。

保育士の確保がいつ頃かということなのですが、毎回広報に募集をしてやってきました。しかしなかなか応募がないという状況の中で、それでも毎回広報にお願いして募集をしているという状況であります。そういう意味でも何とか、今の時代、親が働く時代に入ってきました。にかかわらず保育士が不足してきているということは、何としましてもやはりその資格のある保育士等々を確保したいということは、今後とも粘り強く進めたいと思っております。

○議長（伊藤榮悦） 6番。

○6番（藤原幸雄） 先ほども申し上げましたように、いわゆる市ではOBの方々にも一生懸命お願いをして、今つないでいることはよくないと思っておりますが、一生懸命頑張っておるわけでございますけれども、このことにつきましては特別私、質問要旨は出しておりませんが、今、潟上市にOBとして使える方々、大体いるとすれば70歳ぐらいまでの方、65歳までぐらいの方、何人ぐらいおるのか把握できてたらお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 教育長。

○教育長（肥田野耕二） OBについては、現在4名の方をお願いして経営しております。実際には待機待ちという形が出る年があるわけですが、これどうしても防げない

話なんです、産前産後に入るといふ方が非常に多いです。正職員ですと3人、非常勤ですと13人、これが大体育児1年間ぐらゐ休むといふような制度がありますから、その間々で募集を行ゐながらやるものですから、なかなかこの辺が予定どおりはいかない部分が毎回はあります。これも一つの要因でございます。あまりそれがどうのこうのといふことといふのはちょっと言いにくい話なんです、一応参考までに理解いただければと思ひましてご紹介しておきたいと思ひます。

○議長（伊藤榮悦） 6番。

○6番（藤原幸雄） これ以上はどうしてとか、国会で言われたよゐなことになるば大変ですからそれ以上申しませんが、今教育長がいみじくも時々こゝういふパターンがありますよといわれました。そのことも理解できますけれども、時々あるものはやはり逆にまた前もって手を打つべきだと思ひますので、あまり無理な質問かと思ひますけれども、今後このことにつきましても十分留意されまして、この保育士確保も含めまして保護者からの意見にんえていただきたいと思ひますので、これは要望にしておきます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（伊藤榮悦） これをもつて6番藤原幸雄議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

よつて、本日はこれで散会します。

なお、明日6月16日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願ひます。

どうもご苦勞様でした。

---

午後 3時07分 散会

